

第11回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会

議事次第

日時 平成21年2月6日（金）
10時～12時
場所 九段会館

1 開会

2 議題

- ① 社会保障カード（仮称）を巡る最近の状況
- ② 「これまでの議論の整理」に基づく主な検討事項の整理

3 閉会

（配布資料）

- 資料1-1 次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおける検討状況
- 資料1-2 「電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」－電子私書箱（仮称）プラットフォーム基本設計－
- 資料1-3 住民基本台帳カードについて
- 資料1-4 公的個人認証サービスの利便性向上に向けた取組
- 資料1-5 地域情報プラットフォームの普及に向けて
- 資料1-6 レセプトのオンライン化の状況について
- 資料1-7 社会保障カード（仮称）を巡る最近の状況

資料2 「これまでの議論の整理」に基づく主な検討事項の整理（案）

（参考資料）

「医療保健・介護保険関連番号の考え方について」（大江委員提出）

次世代電子行政サービス基盤等検討 プロジェクトチームにおける検討状況

平成21年2月6日

内閣官房 IT担当室

次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム検討体制

【次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム名簿】

井堀 幹夫 市川市情報政策監 (CIO)
 梅本 和典 イオン株式会社執行役員グループIT責任者
 遠藤 紘一 (社)日本経済団体連合会情報通信委員会情報化部会長(株式会社リコー取締役副社長執行役員)
 紺野 秀之 東京都総務局情報システム部長
 清水 俊彦 東京電力株式会社情報通信事業部長
 真藤 務 株式会社エヌ・ティ・ティ・コム執行役員第一法人営業部長
 鈴木 清晃 郵便局株式会社専務執行役員
 座長 須藤 修 東京大学大学院情報学環教授
 茶谷 達雄 電子政府推進員
 中島 純三 (財)全国地域情報化推進協会技術専門委員会副委員長(株式会社日立製作所執行役員常務)
 西村 貞一 日本商工会議所情報化委員会委員長(大阪商工会議所副会頭株式会社サクラクレパス取締役社長)
 横江 公美 PACIFIC21 代表
 横塚 裕志 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
 金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
 オブザーバー 内閣官房情報セキュリティセンター、内閣府規制改革推進室

【引越ワンストップサービス実現検討ワーキンググループ名簿】

井堀 幹夫 市川市情報政策監 (CIO)
 主査 後藤 玲子 茨城大学人文学部社会科学科准教授
 佐藤 一夫 株式会社NTTドコモ法人営業本部モバイルデザイン推進室
 担当部長
 佐藤 政行 (社)日本経済団体連合会情報通信委員会情報化部会IT新
 改革戦略推進ワーキンググループ委員
 (株式会社セブン&アイ・ホールディングスシステム企画部
 CVSシステム執行役員シニアオフィサー)
 風間 洋人 東京電力株式会社新事業推進本部情報通信事業部ホーム
 ネットワーク事業グループマネージャー
 野田 和也 郵便局株式会社専務秘書役 兼 地域COO統括担当部長
 吉本 明平 (財)全国地域情報化推進協会企画部担当部長
 総務省、法務省、経済産業省

【退職ワンストップサービス実現検討ワーキンググループ名簿】

桑山 義明 株式会社シーガル代表取締役社長
 小原 純治 健康保険組合連合会組合支援事業部業務支援グループ
 指導員
 柴崎 亮介 東京大学教授・空間情報科学研究センター長
 主査 芝田 文男 企業年金連合会企画振興部長
 高柳 昭彦 川口市企画財政部次長兼情報政策課長
 多田 明博 (社)日本経済団体連合会情報通信委員会情報化部会IT
 新改革戦略推進ワーキンググループ委員
 (東レ株式会社経営企画室部長)
 総務省、国税庁、厚生労働省、社会保険庁
 オブザーバー 総務省 情報流通行政局 地域通信振興課
 地方情報化推進室

1. 次世代電子行政サービス(eワンストップサービス)の実現に向けた グランドデザイン(概要)(平成20年6月4日)

- I 次世代電子行政サービスとは
- II ライフイベントに即したワンストップサービス
- III ワンストップサービスを実現する技術要素
- IV 次世代電子行政サービスの実現に向けて

2. 2008年度のプロジェクトチームとワーキンググループのタスク

I 次世代電子行政サービスとは

Vision 情報爆発時代において日本社会を知識創造の社会へ導き、
社会インフラの刷新を伴うイノベーションの連鎖を実現する新たなサービス

具体的な目標

1. 利用者視点でのサービス提供

- 情報提供を含む簡素で便利なワンストップサービスの実現
- 縦割り行政を排除したサービス提供
- 申請主義から脱却したプッシュ型サービスの提供 etc.

2. 行政事務の最適化の推進

- サービスの付加価値の向上と効率化
- 全体最適を意識した業務プロセスへの変革
- 今まで実現できなかったサービスの実現 etc.

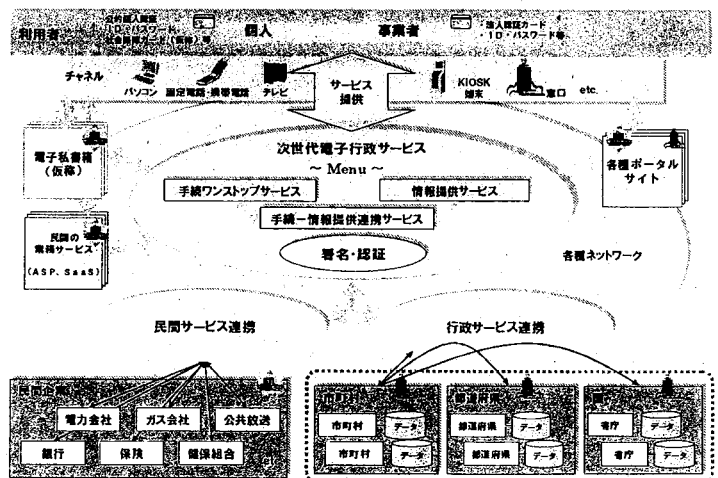
3. 企業活動の活性化

- 行政サービスとのシームレスな連携による生産性向上
- 新たな民間サービス創設の環境作り etc.

4. 国民と行政の信頼強化

- 行政サービス・情報・プロセスの見える化
- 個人情報へのアクセス履歴の本人からの閲覧 etc.

サービス基盤のイメージ図



多くの利用が見込め、かつ国や地方、個人や企業が係わるイベントである「引越」と「退職」のワンストップサービス実現を次世代電子行政サービスの第一歩とする。

Ⅱ ライフイベントに即したワンストップサービス

ライフイベント単位で手続をワンストップ化 → 利用者の利便性向上、行政の効率化

BPRによる効率化、添付書類の削減、一元的でわかりやすい情報提供などを推進

効果(引越)

官民あわせて年間約1000億円※のコスト削減効果の見込み

訪問: 7機関 → 訪問: 転入地市町村のみ
添付: 13書類 → 添付: なし

※ 引越者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約100億円

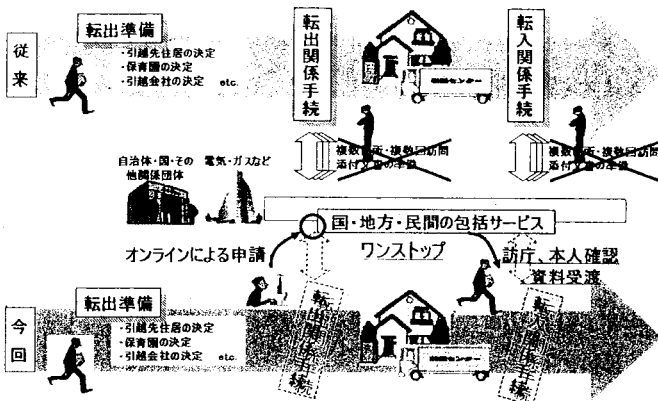
効果(退職)

官民あわせて年間約1200億円※のコスト削減効果の見込み

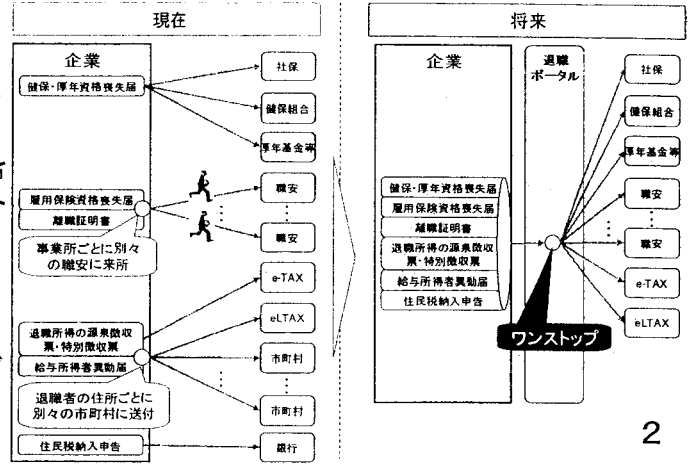
訪問: 6機関 → 訪問: 企業はなし、個人は公共職業安定所のみ
添付: 15書類 → 添付: なし

※ 企業・退職者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約300億円

引越ワンストップのイメージ



退職ワンストップのイメージ



2

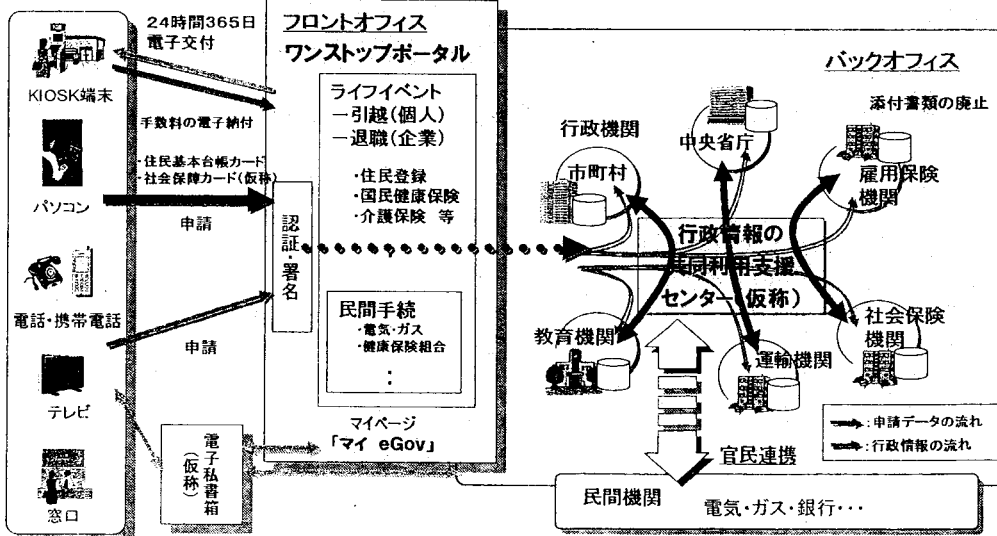
Ⅲ ワンストップサービスを実現する技術要素

1. 窓口(ポータル)

- 行政機関(国、地方)の垣根を取り除いたサービス提供
- APIを公開するなどにより、民間との連携を実現
- 手続や関連する情報の見える化を実現
- 窓口においてもワンストップサービスの享受 etc.

2. 認証・署名

- セキュリティレベルを考慮した上での、利便性の高いID・パスワードを活用したサービスも実現
- 携帯電話の認証サービスの活用
- シングル・サイン・オンによる認証の煩わしさの排除 etc.



※ 行政情報は各機関のデータベースに保有し、連携は疎結合により実現。

3. バックオフィス連携

- 本人の同意を得ることを前提とした制度整備
- 疎結合による連携の実現(データの集中化はしない)
- 個人情報保護の観点から十分なセキュリティー確保
- バックオフィス連携できない機関への配慮 etc.

4. 標準化

- 最終的には1つの標準仕様で連携を実現
- 複数の標準化アプローチ(トップダウン、ボトムアップ)の採用
- 標準仕様対応が困難な機関への配慮 etc.

3

Ⅳ 次世代電子行政サービスの実現に向けて

次世代電子行政サービスを実現するために「eワンストップ・イニシアティブ」を推進する。先行プロジェクトとして実証実験を中心に課題の検証を行うと共に、基本的な枠組みの構築を行い、知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組みを進める。

1. 実証実験に向けた主な課題

- 情報の透明化
- フロントオフィスにおけるワンストップポータルの実現
- バックオフィスにおける情報の共同利用の促進
- 国・地方における関係手続の連携検討
- データや様式の標準化

2. 次世代電子行政サービスの環境整備に向けた主な課題

- ワンストップ化に向けた法制の検討
- 総合的・一体的な取組みの推進体制の整備
- 手続にかかる業務の総点検
- 官民における関係手続の連携強化
- 社会保障カード(仮称)、電子私書箱(仮称)との連携

3. 知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組み

4

2008年度のPT・WGの進め方

■ PTとWGのタスク

PT

2008年度の主な活動内容は、グランドデザインに描かれた将来像を実現するための計画策定とする。

- ① 標準モデルとして選択した引越・退職のワンストップサービスに関して、2010年度頃の実現する当初のサービス範囲を明確化し、当初実現するサービスの具体的な実現方策について検討する。
- ② 引越・退職の個別具体的な手続に限らず、将来提供するサービスの実現のための方向性等について検討する。

引越ワンストップサービス実現検討WG

引越手続のワンストップサービス実現に向けた検討をする。将来像を実現するためには、技術的、制度的等の様々な観点からの検証作業が必要となることから総務省の「地域情報プラットフォーム推進事業」に係る委託事業の検討内容等を通じてグランドデザイン実現の方策等について検討する。
なお、今年度の総務省の委託事業では自治体－自治体、自治体－民間との連携が検証範囲であるが、省庁－自治体における連携についても本WG内にて検討する。

退職ワンストップサービス実現検討WG

退職手続のワンストップサービス実現に向けた検討をする。特に、退職手続に関する現状分析や将来像を明確化し、当初のサービス開始に向け今後必要とされる実証実験の実施等を含めた具体的な実現方策等について検討する。

5

(参考)電子政府ガイドライン作成検討会について

オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部決定)より抜粋

オンライン利用に係るガイドラインの策定

内閣官房(IT担当室及び情報セキュリティセンター)において、電子政府の手續に応じたセキュリティ確保策、ユーザビリティ向上方策について政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、有識者を含めた検討の場を速やかに立ち上げ、「セキュア・ジャパン2008」における取組も踏まえつつ、経済産業省及び関係府省の協力を得て、年度内に一定の方向性を取りまとめることとする。

電子政府ガイドライン作成検討会(平成20年10月2日より開催)

座長： 須藤 修 東京大学大学院情報学環教授
座長代理： 辻井 重男 情報セキュリティ大学院大学学長 他 (計23名)

課題：

電子政府の手續に応じたセキュリティ確保策及びユーザビリティ向上方策について政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、年度内に一定の方向性を取りまとめ。

セキュリティ分科会

主査：
辻井 重男 情報セキュリティ大学院大学学長
主査代理：
佐々木良一 東京電機大学未来科学部教授

他 (計10名)

ユーザビリティ分科会

主査：
山田 肇 東洋大学経済学部教授
主査代理：
黒須 正明 (独)メディア教育開発センター理事長補佐

他 (計10名)

「電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」 — 電子私書箱(仮称)プラットフォーム基本設計 —

「電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」ユースケース検討ワーキンググループ中間報告(抜粋)

平成21年2月6日

内閣官房 IT担当室

「電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」活動状況

◆活動状況

IT戦略本部が策定した「重点計画-2007」において「国民視点の社会保障サービスの実現に向けての電子私書箱(仮称)の創設」が盛り込まれたことを受け、2007年度「電子私書箱(仮称)による社会保障サービス等のIT化に関する検討会」開催。具体的なユースケースによる検討詳細化を行うため、2008年度「電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」を開催。

✓これまで8/22、11/5、12/17の3回開催。2008年度内とりまとめ予定。

✓特定健診結果、年金記録をユースケースとして検討を行うため、ユースケース検討ワーキンググループを設置、これまで8回開催。昨年12月の第3回検討会に中間報告「電子私書箱(仮称)プラットフォーム基本設計報告書ver.1.0(案)」を提出。

◆ユースケース検討ワーキンググループ中間報告概要

特定健診・特定保健指導、年金記録をユースケースとし、情報保有機関と国民との間の情報伝達の要となる電子私書箱(仮称)プラットフォームについて、①技術仕様(モデル図、エンティティ関連図、コンポーネント一覧)に関する検討及び②制度的課題に関する検討状況を報告。

【検討会委員名簿】

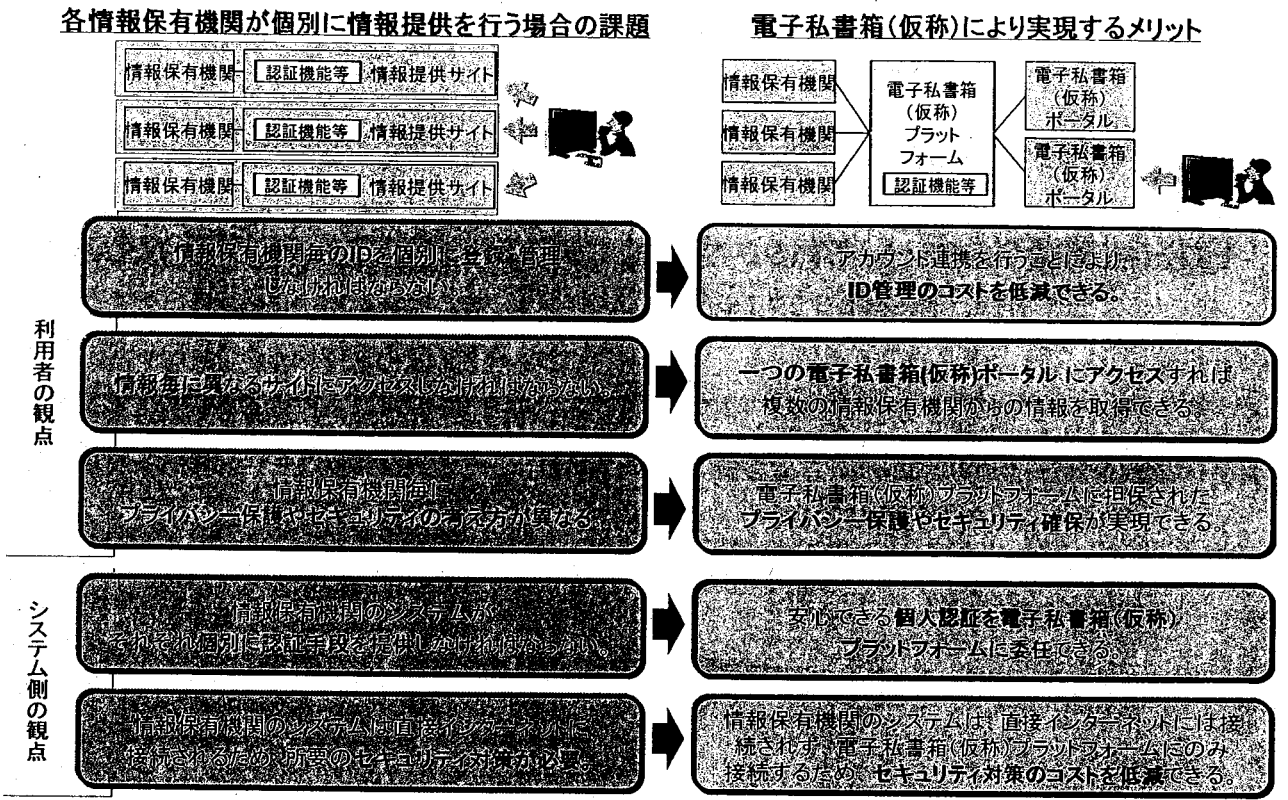
池上 秀樹	健康保険組合連合 会理事
大山 永昭	東京工業大学大学院 理工学研究科教授
神谷 寿彦	ヤフー株式会社 会員サービス事業部長
小松 文子	独立行政法人 情報処理推進機構
	情報セキュリティ分析ラボラトリー 室長
新保 史生	筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科准教授
須藤 修	東京大学大学院 情報学環教授
寺本 振透	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
座長 安田 浩	東京電機大学 未来科学部情報メディア学科教授
山本 隆一	東京大学大学院 情報学環准教授

【ワーキンググループ構成員名簿】

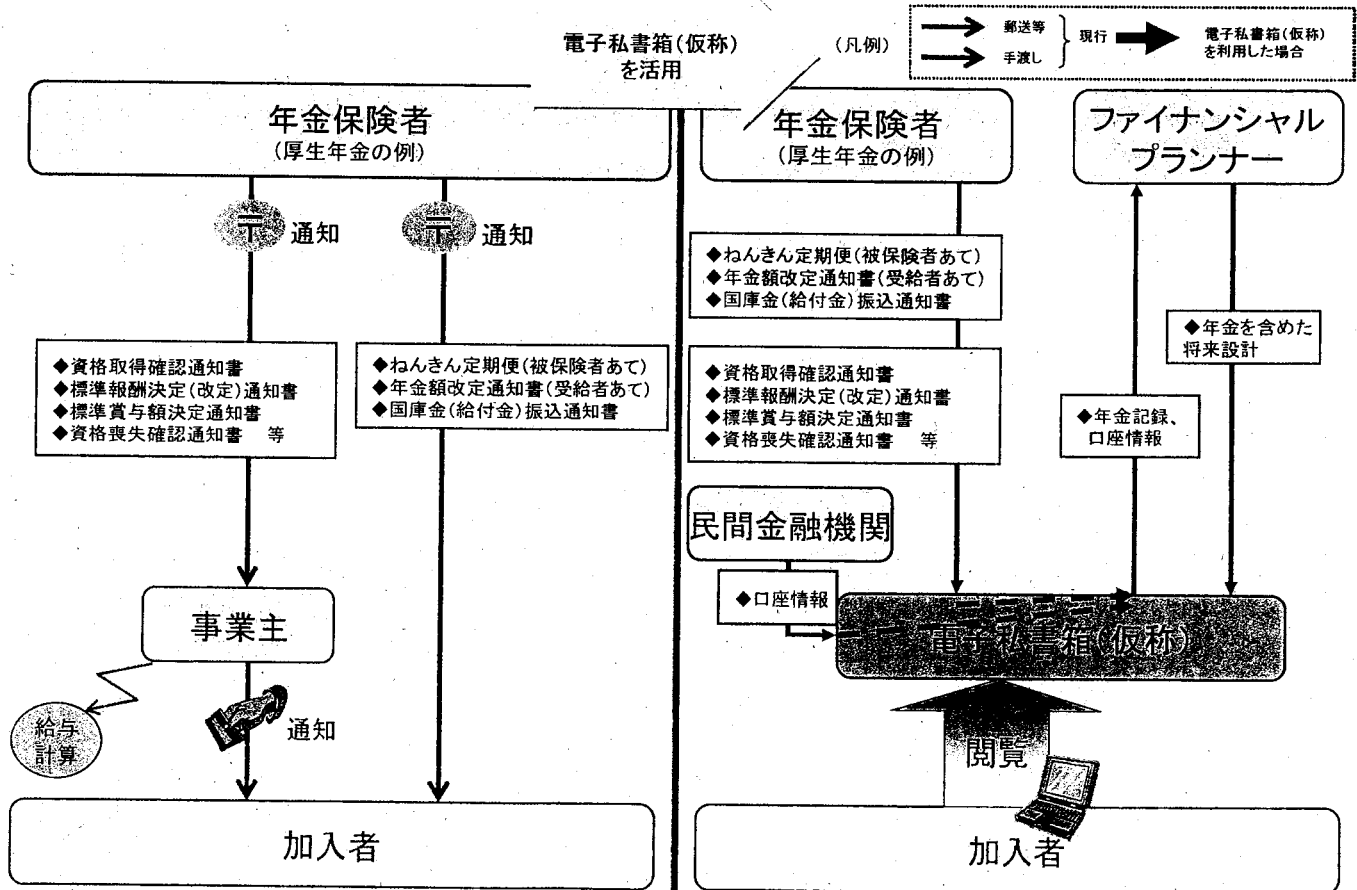
小尾 高史	東京工業大学大学院 総合理工学研究科准教授
主査 小松 文子	独立行政法人 情報処理推進機構
	情報セキュリティ分析ラボラトリー 室長
五味 秀仁	ヤフー株式会社 Yahoo! JAPAN 研究所
坂本 泰久	NTT情報流通プラットフォーム研究所
	ユビキタスコンピューティング基盤プロジェクト 主任研究員
新保 史生	筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科准教授
中橋 良二	健康保険組合連合会 IT推進部長
吉本 明平	財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) 企画部 担当部長

電子私書箱(仮称)を活用した情報提供のメリット

各情報保有機関がばらばらに情報提供を行うよりも、
電子私書箱(仮称)の活用により、「安全」かつ「利便性高く」情報提供を行うことが可能となる。

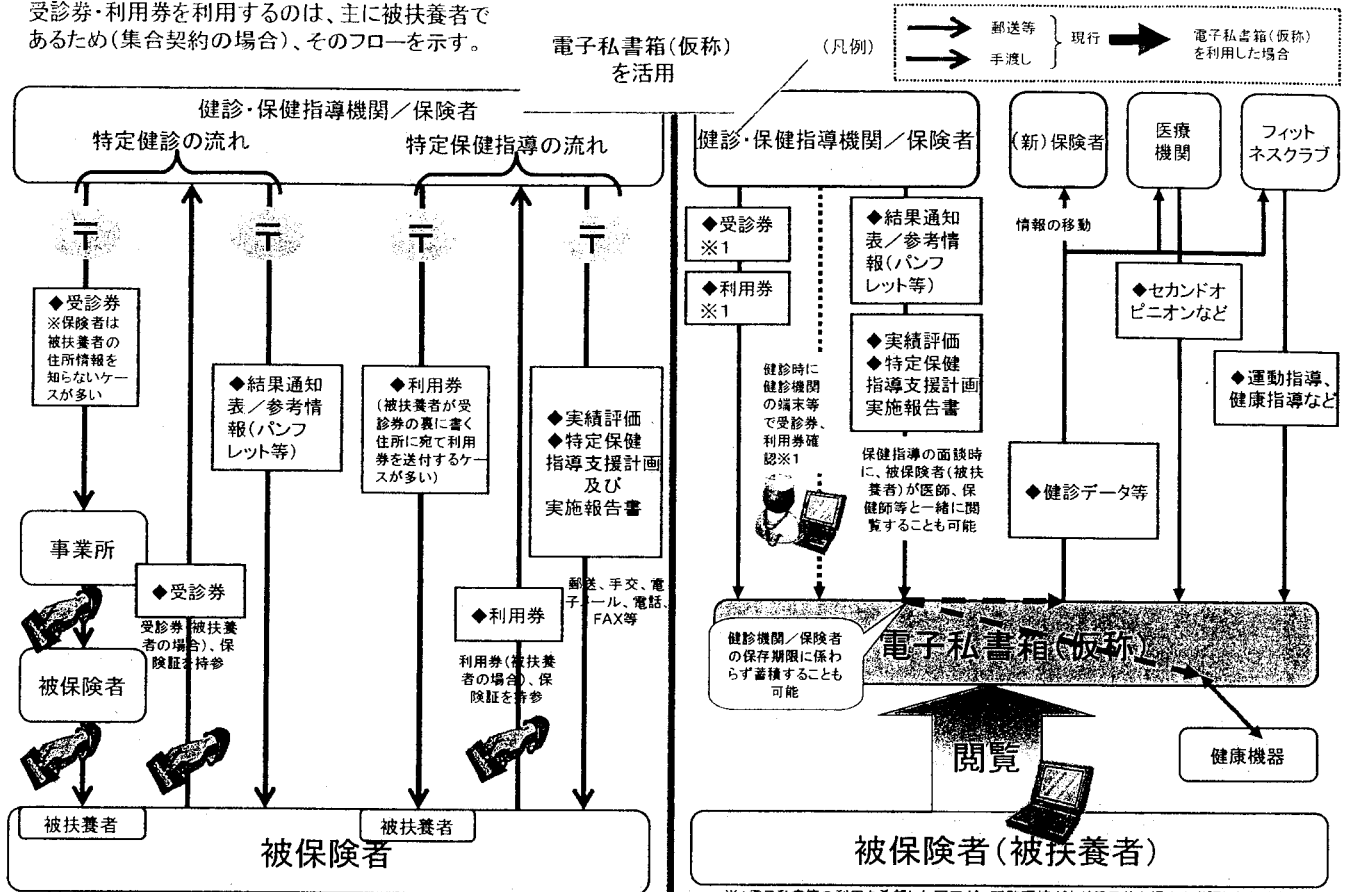


<ユースケース> 年金記録において電子私書箱(仮称)の活用が想定されるシーン

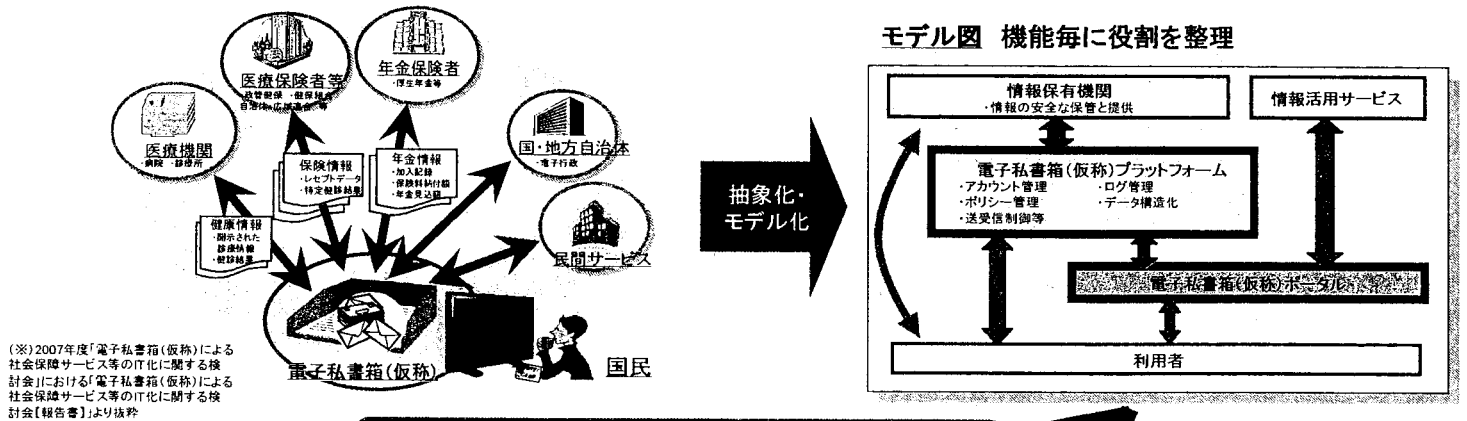


<ユースケース> 特定健診・特定保健指導において電子私書箱(仮称)の活用が想定されるシーン

受診券・利用券を利用するのは、主に被扶養者であるため(集合契約の場合)、そのフローを示す。



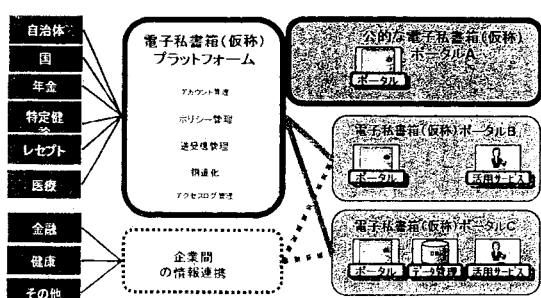
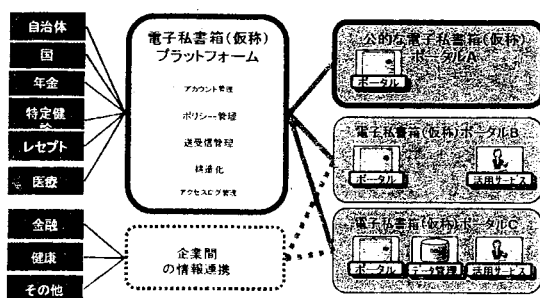
電子私書箱(仮称)のモデルと実装形態例



実装の形態としては、運営者等の要因により様々なケースが考えられる

実装の形態(ケース1)
プラットフォームとポータルが独立して運営されている場合

実装の形態(ケース2)
1つの公的なポータルがプラットフォームと一体で運営される場合



ユースケース検討ワーキンググループにおける検討の成果

- ・ 技術仕様に関する検討
 - 情報保有機関が保有する本人の社会保障情報等を利用者が入手、閲覧及び活用できるための電子私書箱(仮称)へのアクセス手法に関する技術仕様を検討し、基本設計(モデル図等)として構成した。
 - また、特定健診結果及び年金記録のユースケースに基づき、基本設計の適用可能性について検討し、その結果を一定の方向性として「電子私書箱(仮称)プラットフォーム基本設計報告書」としてとりまとめた。
- ・ 制度的課題に関する検討
 - 電子私書箱(仮称)に関連した制度的課題のうち、個人情報保護、情報セキュリティ及び情報通知完了時期等に係る制度的な課題を具体化し整理した。

本検討の今後の活用

- ・ 電子私書箱(仮称)は、社会保障や電子行政等において情報を効率的に提供する「信頼できる基盤」と位置づけられ、政府機関等による情報提供サービスを構築する際の基本設計となりうるものと考えている。
- ・ 具体的には、厚生労働省で検討されている「社会保障カード(仮称)」構想や、内閣官房IT担当室で検討されている「次世代電子行政サービス」等の設計の際に、電子私書箱(仮称)の基本設計が活用されることが望まれる。

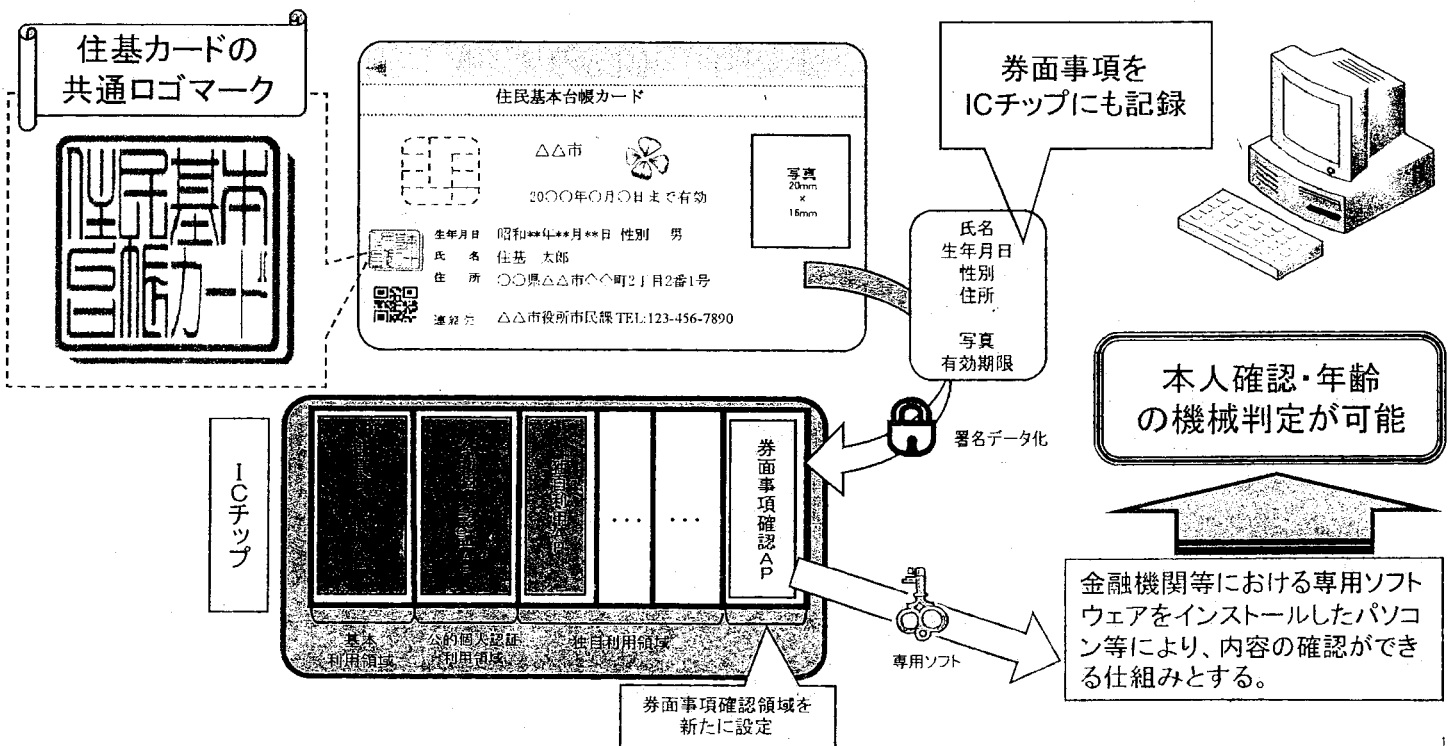
住民基本台帳カードについて

平成21年2月6日

総務省自治行政局市町村課

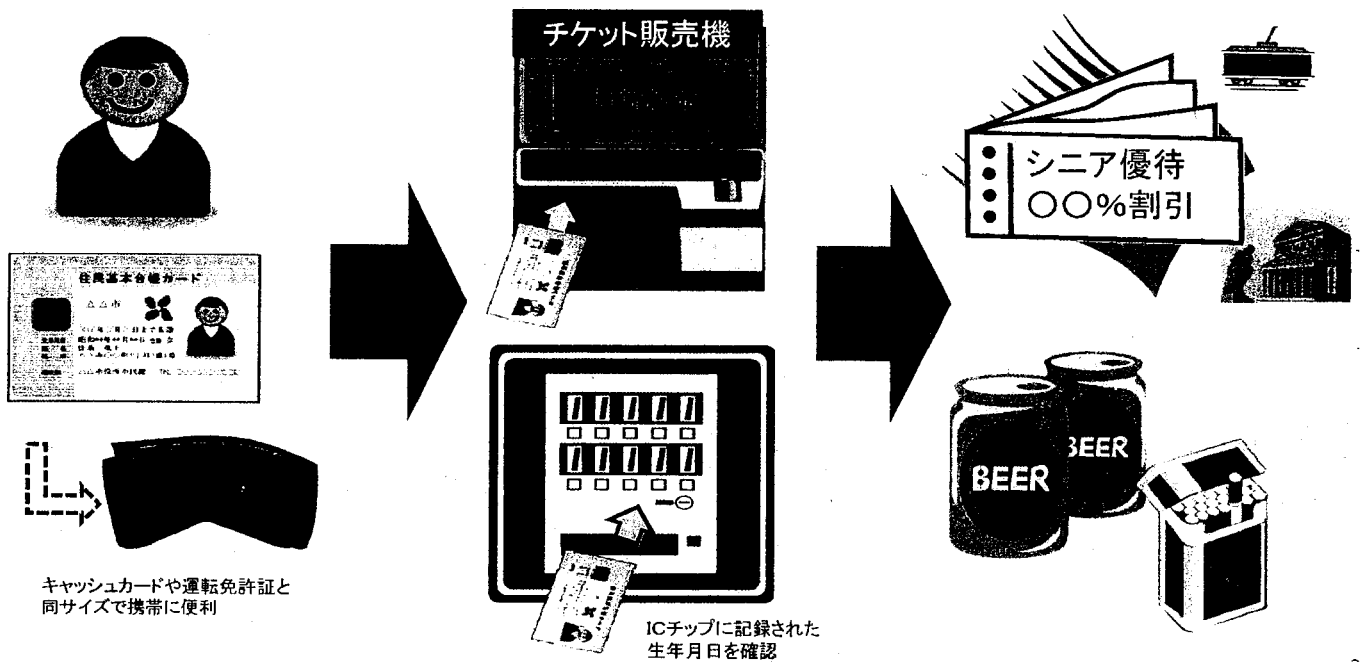
新しい住基カードの発行

- ◎ 住基カードのICチップに新たに券面事項を記録することとし、その情報を活用することにより、本人確認機能が強化される新しい住基カードを平成21年4月下旬目途から全市区町村において順次発行予定。
- ◎ 偽造防止措置を施した共通ロゴマークを制定しカードの認知度アップを図る。



住基カードを利用した年齢確認(イメージ)

住基カード(写真付き)の生年月日を確認することで、年齢確認が簡易に可能。

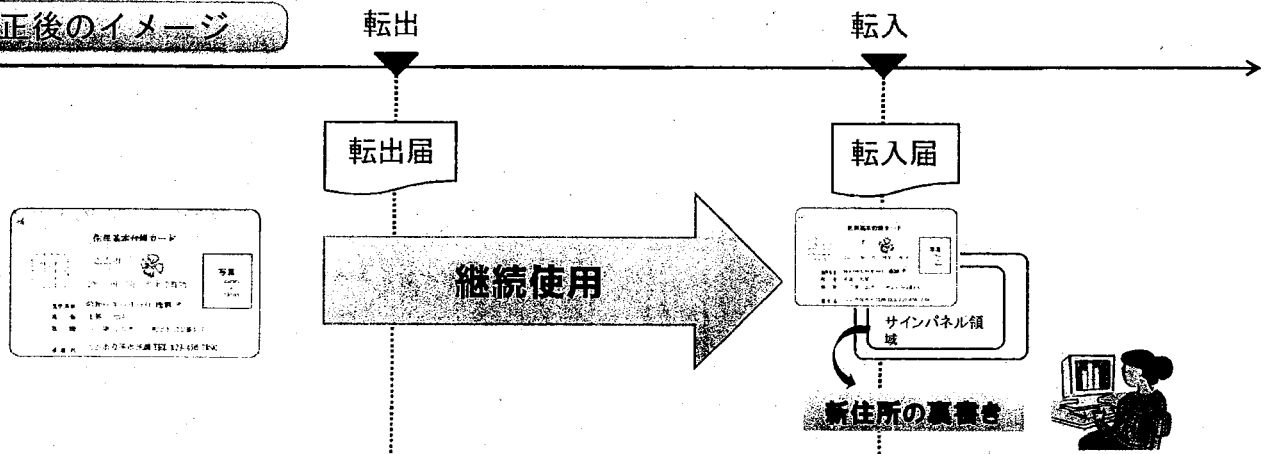


引っ越し時に住基カードが失効しない仕組みの制度化

他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるよう、住民基本台帳法の一部改正法案を平成21年通常国会に提出予定。

- ・ 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納規定を削除
- ・ 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能

改正後のイメージ



(注) 現在、他の市町村へ住所を移すときは、一度住民基本台帳カードを返納し、改めて転入地市町村で住民基本台帳カードの交付申請を行う必要がある。

住民基本台帳カードの交付状況

住基カードの交付状況

H20. 4月～11月の全国交付枚数 49万4千枚 (対前年同月比 約32%増)

↳ 累計約283万枚 (H20. 11. 30現在)

(H20. 3. 31現在の累計交付枚数 約234万枚)

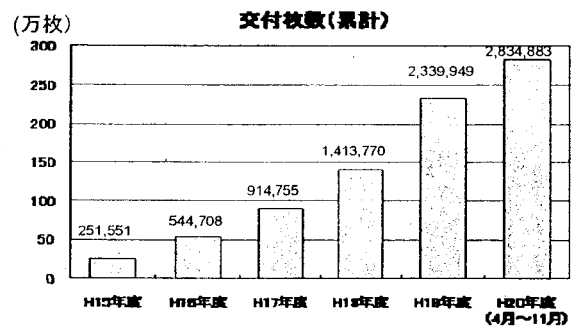
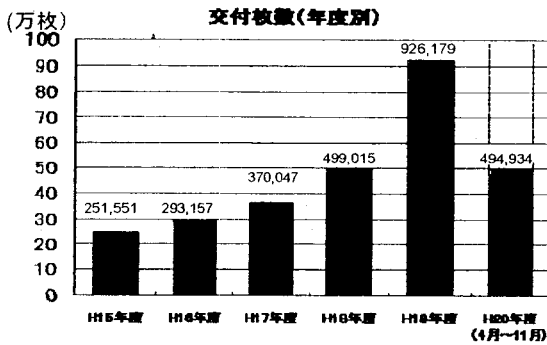
住基カード無料交付団体数

221市区町村 (H20. 4. 1現在) ⇒ 364市区町村 (H21. 1. 5現在)

■ 住基カードの交付手数料を無料化する市町村に対して無料交付1枚当たりで特別交付税措置を500円加算(20年度～22年度の3年度間限り。19年度までは1000円/枚のみ)

住基カード多目的利用団体数

143市区町村 (H20. 4. 1現在) ⇒ 152市区町村 (H20. 8. 31現在)

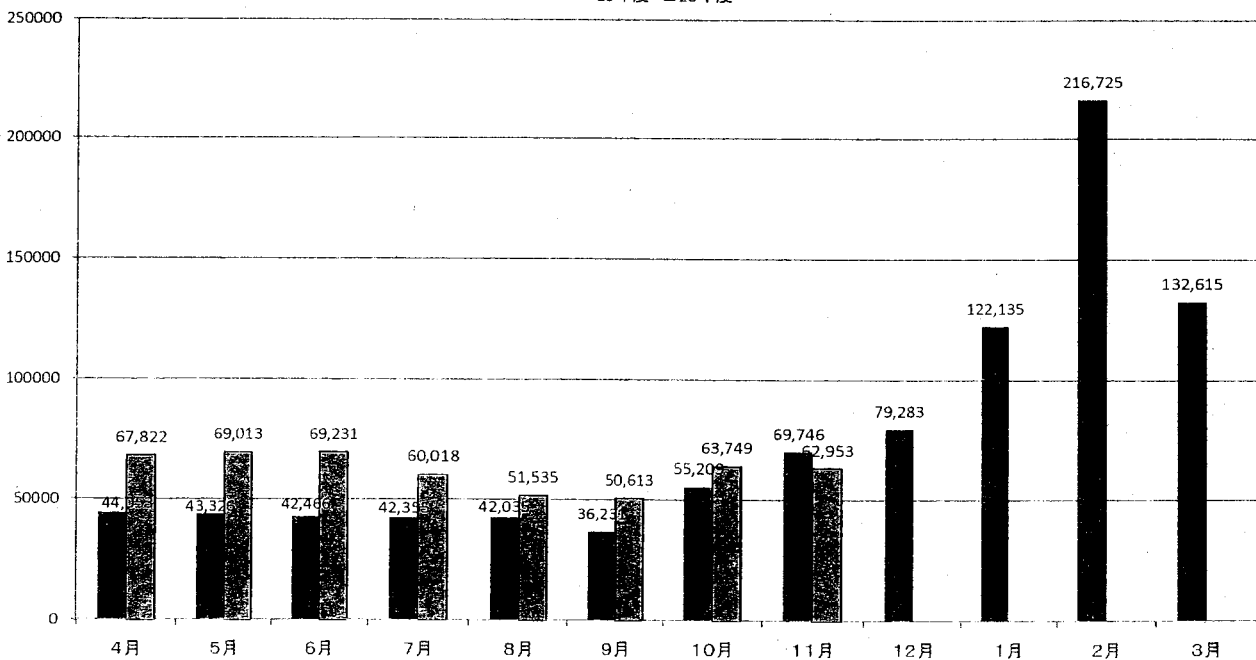


4

住基カード交付状況

平成20年11月末現在 累計交付枚数 2,834,883枚

■ 19年度 □ 20年度

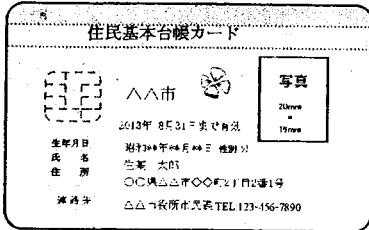


5

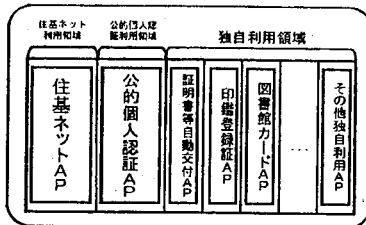
住民基本台帳カードの普及について

◎ 住民基本台帳カード(住基カード)は住民基本台帳に基づき各市区町村において交付

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



(ICチップ部分のイメージ)



- ① 日常生活での本人確認に使える。
⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)
- ② 市町村における本人確認に使える。
⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。全国どこでも住民票の写しが交付できる。転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。
- ③ インターネットを使った電子申請での本人確認に使える。
⇒電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告
- ④ 市町村内でワンカード化。
⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できる。

本人確認書類としての住基カードの機能

銀行、行政窓口等での本人確認

- 犯罪収益移転防止法により、銀行等の金融機関の窓口において広く本人確認が求められている(例:口座開設、10万円超の現金の振込み等)。
- 住民基本台帳法の一部改正(20年5月施行)により、住民票の写しの交付の請求等における行政窓口での本人確認を厳格化。

本人確認書類としての写真付き住基カードの機能の高まり

特に…

運転免許証の自主返納の際の写真付き住基カードの活用

- 高齢者等が運転免許証を自主返納する制度が設けられているが、その返納の際に、運転免許証の代わりになる本人確認書類として、写真付き住基カードが有効。
- 警察庁との連携により、運転免許証の自主返納の際の写真付き住基カードの活用について、警察署、市区町村の窓口における啓発ポスターの掲示等の広報を積極的に展開中(警察庁と共同で通知分を发出)。

公的個人認証サービスの 利便性向上に向けた取組

平成21年2月6日
総務省地域情報政策室

公的個人認証制度の概要

<根拠法>

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
(公的個人認証法)

- 平成16年1月 施行 ※関係省庁と協議の上施行時期を決定
- 平成18年11月 一部改正(士業団体等を署名検証者に追加)

<実施体制>

■ 運営主体

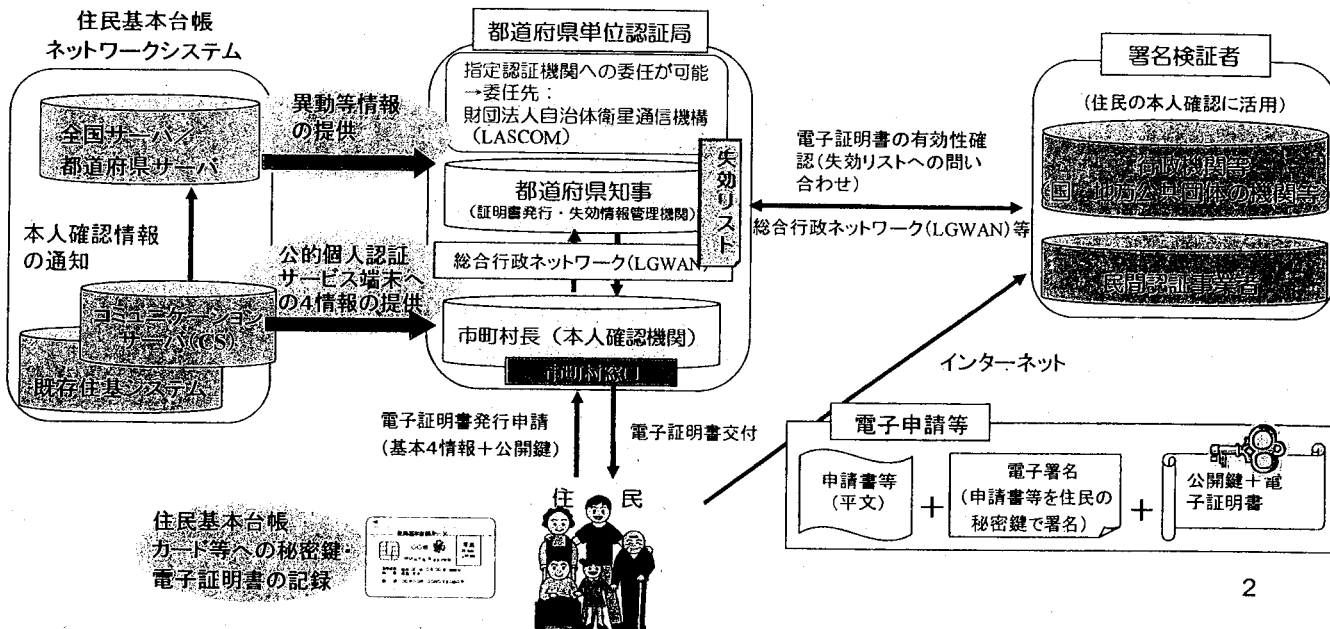
- 都道府県・・・電子証明書の発行事務・失効情報等提供事務
- 市町村・・・電子証明書を発行する際の本人確認事務
- (財)自治体衛星通信機構・・・都道府県知事が業務を委任

■ サービス利用主体

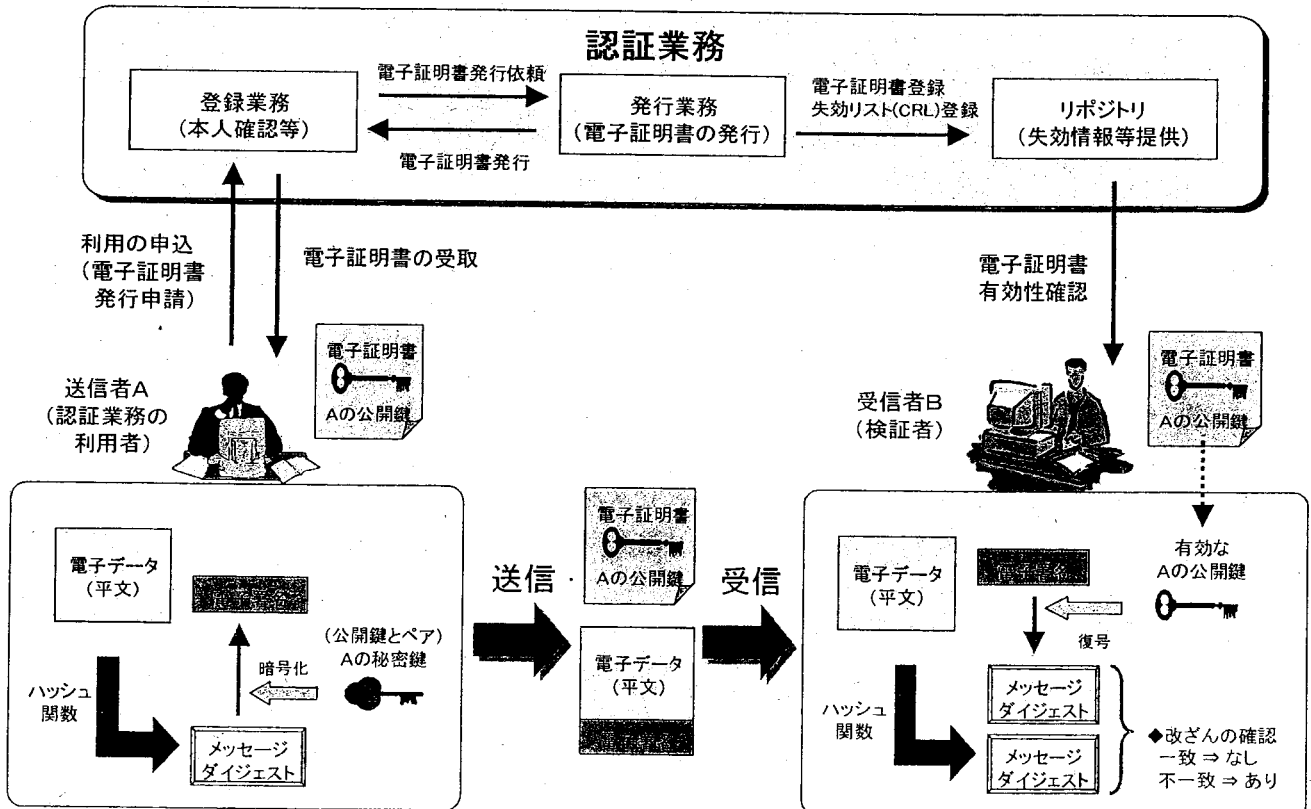
- 署名検証者(行政機関等。民間分野については特定認証業務を行う者であることが要件) <参考1>参照
- 住民

公的個人認証サービス

- オンラインでの行政手続等における本人確認のためのしくみ。
- 成りすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約85万件（2009年1月）



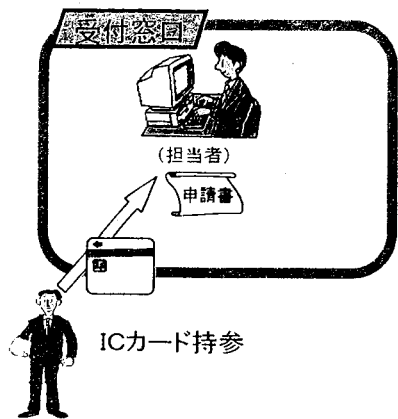
電子署名・認証業務の詳細



ハッシュ関数: 任意のデータ量の情報を一定のデータ量の情報に圧縮変換する一方向性の関数
 メッセージダイジェスト: 電子データをハッシュ関数で変換して得た値

発行手続の流れ

1. 市区町村役所(役場)へ行く



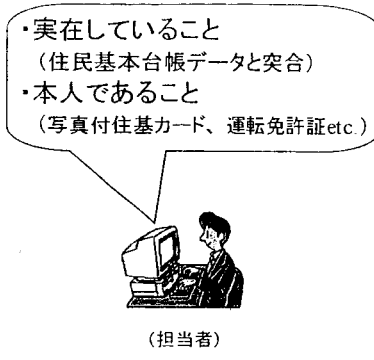
2. 受付手続 (申請書提出)

公的個人認証サービス
電子証明書発行申請書
平成 年 月 日

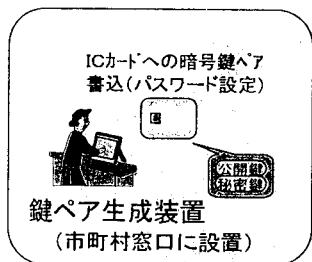
申請者氏名	太郎 太郎
ふりがな	とうらう たろう
生年月日	昭和37年 6月17日
男女の別	男
住所	東京都千代田区千代田1-1-1
代替文字	有
指定代替文字	

※1 氏名、住所の記載書影は、住民票に記載されている漢字を用いてください。
※2 パソコン等で、住民票に記載されている漢字が表記できない場合、申請者が日常パソコン等で使用している代替文字を記載してください。

3. 本人確認



4. 本人確認後、 自分で鍵生成

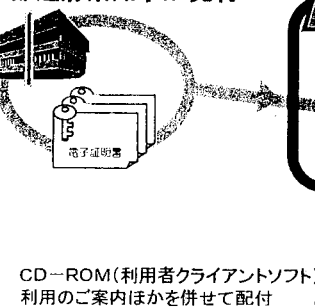


5. 公開鍵提出



6. 証明書発行手続

都道府県知事が発行

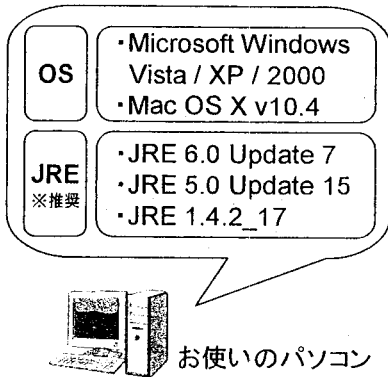


7. 証明書の交付

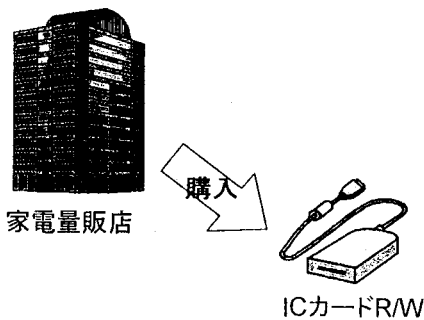


公的個人認証を利用したオンライン手続の準備<PCの設定等>

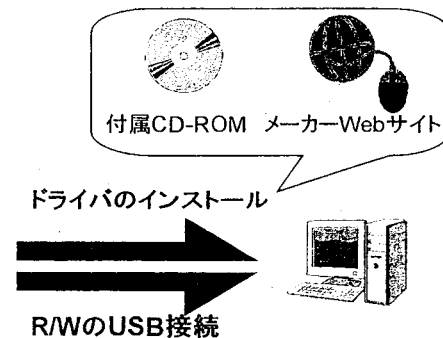
1. パソコンの環境確認



2. ICカードR/Wの取得

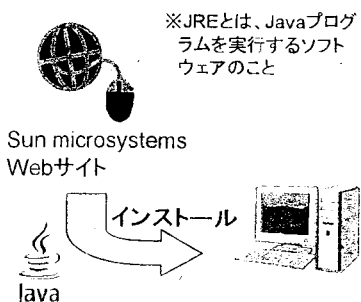


3. ICカードR/Wの設定

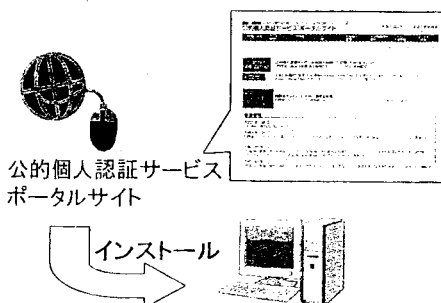


4. JREをインストール

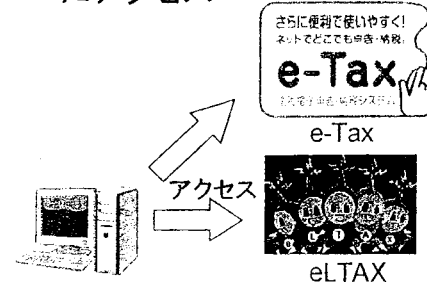
申請先受付システムに対応したJREをインストール



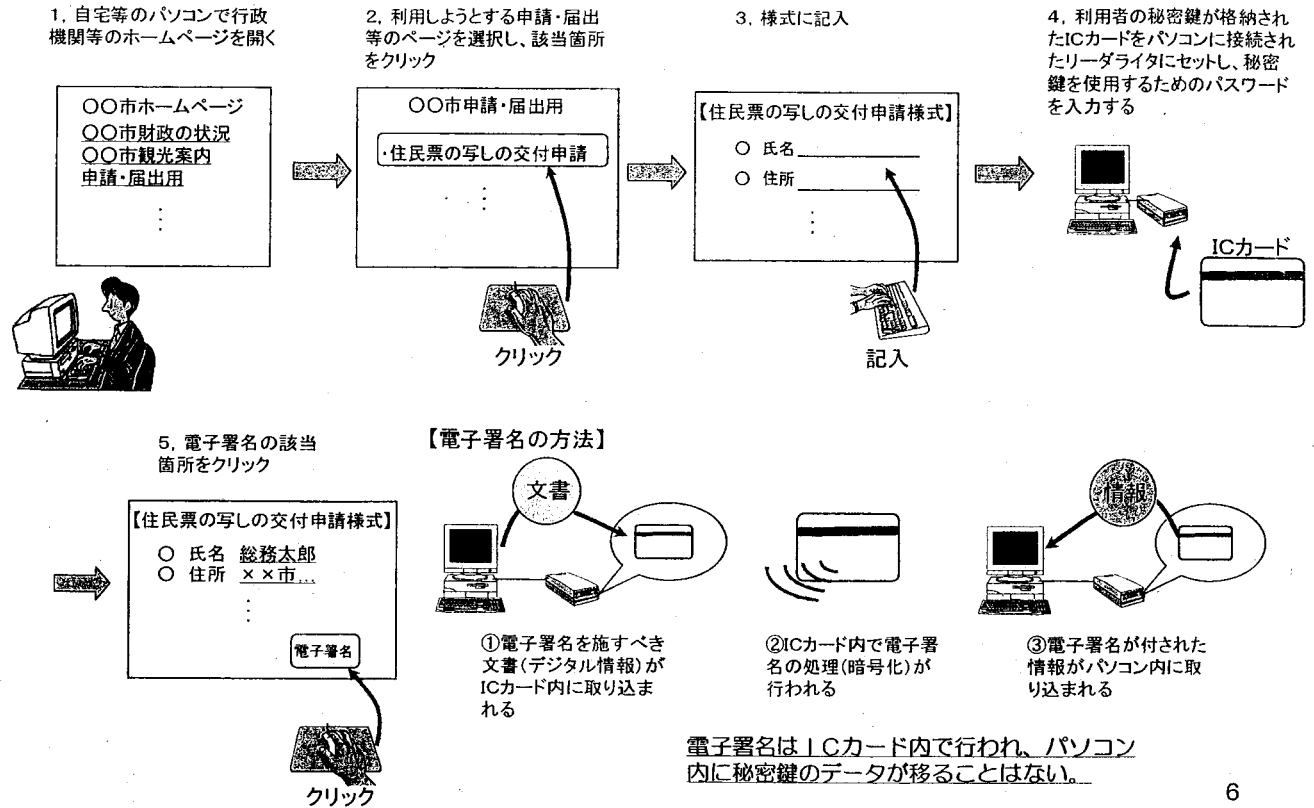
5. 利用者クライアントソフトの ダウンロード/インストール



6. 電子申請先の受付システム にアクセス

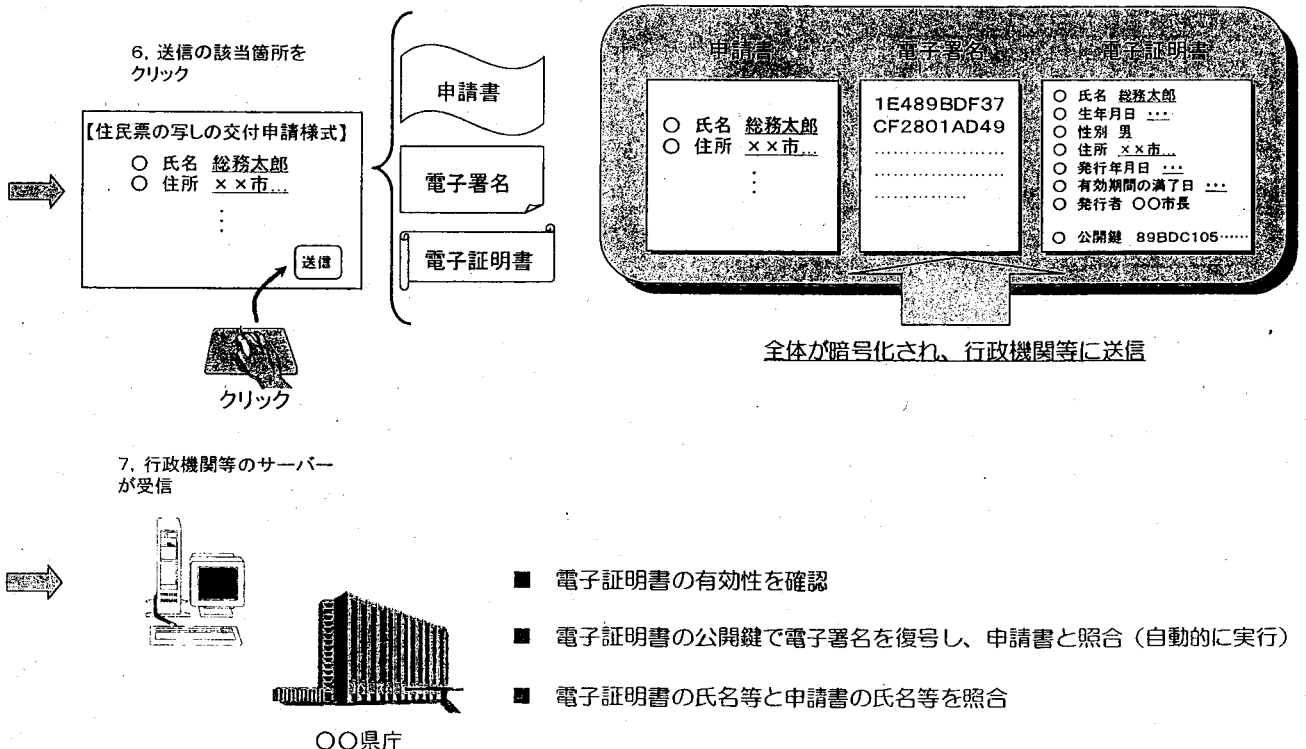


公的個人認証を利用したオンライン手続の流れ



6

公的個人認証を利用したオンライン手続の流れ



7

公的個人認証の主な対象手続(2008年4月1日現在)

国(15府省庁等)

- ・自動車検査登録(自動車保有関係手続ワンストップサービス)
- ・国税関係手続
- ・社会保険関係手続
- ・国民年金及び厚生年金の年金加入状況・年金見込額の提供
- ・商業・法人登記申請
- ・不動産登記申請

等

都道府県(47団体)

- ・自動車税・自動車取得税申告(自動車保有関係手続ワンストップサービス)
- ・都道府県税の電子申告
- ・道路占用許可申請

等

市町村(35都道府県内の市町村)

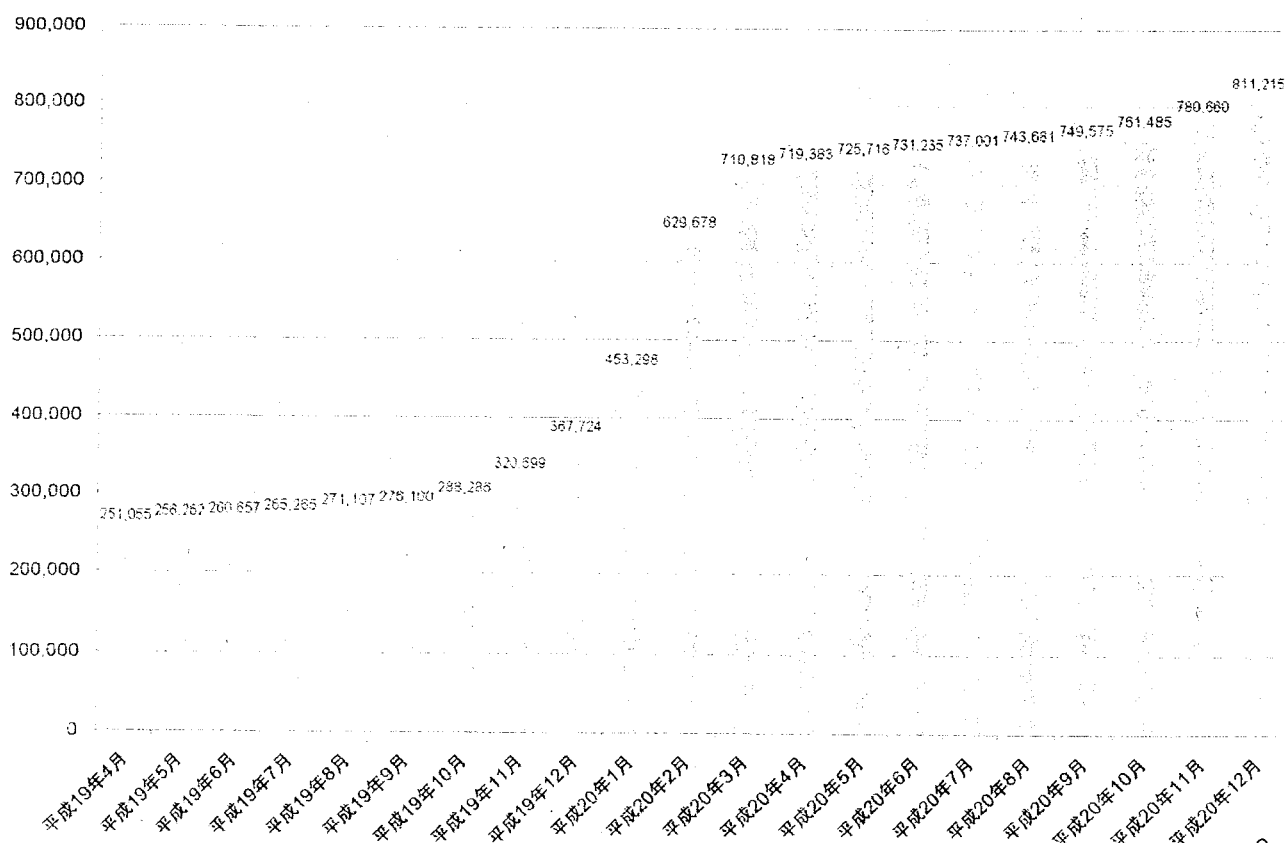
- ・市町村税の電子申告
- ・介護保険関係手続
- ・児童手当関係手続
- ・国民健康保険関係手続

等

(注1) 都道府県数及び市町村数は、共同運用システムに参加している自治体を含む。

(注2) 都道府県及び市町村の対象手続は、自治体毎に異なる。

電子証明書の発行件数(累計)



公的個人認証サービスの利便性向上に向けた取組(1)

技術・セキュリティ面や費用負担面等を十分に踏まえながら、徹底した利用者の利便性向上策に取り組む

○ 改善事項

【操作性の改善】

- ・ 非JAVA化(11月)
- ・ ICカードリーダーライタの自動設定化(11月)

総クリック回数

41回(昨年)→8回(今年)

※若干の調整可能性有り

【利用者サポートの充実】

- ・ 所得税の確定申告期に向けた公的個人認証ヘルプデスクの設置(12月)
- ・ ICカードリーダーライタの取得の容易化(市町村売店での販売を働きかけ)
- ・ 公的個人認証ポータルサイト・FAQの改善(11月中)
- ・ 公的個人認証からe-Taxに至る一連の操作に対応した利用者マニュアルの作成(1月中)

10

公的個人認証サービスの利便性向上に向けた取組(2)

【周知・広報の充実】

- ・ 各種団体(経済団体、士業団体、利用者団体等)等への周知・推奨、働きかけ
- ・ 利用者マニュアルの作成・PDF配布(1月)
- ・ 政府広報(インターネットでのフラッシュ動画)(2月～)
- ・ 各方面へのリーフレットの配布(1月～ 数十万部)
- ・ 地方におけるシニア向けパソコン教室の開催(2月～3月、3000人目途)
- ・ 公的個人認証サービスリーフレットの市町村への配布(1月～ 約70万部)
- ・ 国税庁ダイレクトメールに公的個人認証リーフレットを同封し配布
- ・ リーフレットの窓口(市町村・税務署・家電量販店等)配布
- ・ 自治体広報誌での周知・広報
- ・ ICカードリーダーライタ普及促進協議会と協力し、全国のICカードリーダーライタ取扱店に関する都道府県別の資料を作成・配布

○ 制度的検討事項

- ・ 電子証明書の有効期限の延長(例:3年→5年)
- ・ 電子証明書のオンラインでの更新
- ・ 格納媒体の多様化
- ・ 公的個人認証サービスの用途の拡大

例: 認証用途の付加

〈メリット〉 簡易な手続についても同一手段により利用
〈課題〉 セキュリティ水準、具体的ニーズ

11

署名検証者の範囲(公的個人認証法第17条)

- ① 行政機関等 [国、地方公共団体、独立行政法人、認可法人等]
- ② 裁判所
- ③ 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に伴って必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者 [自動車ワンストップサービスの登録情報処理機関]
- ④ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者
- ⑤ 電子署名及び認証業務に関する法律第2条第3項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者
- ⑥ 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの [学校法人等]
- ⑦ 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う者が所属する団体で政令で定めるもの [士業団体]
- ⑧ 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政令で定めるもの [法務省(公証人に失効情報等を提供)]

団体署名検証者

公開鍵認証基盤(PKI)の仕組み

PKI (Public Key Infrastructure : 公開鍵認証基盤)

= 公開鍵暗号方式に基づく電子認証の技術基盤

秘密鍵による暗号化(電子署名)、公開鍵による復号化、第三者機関(認証局(CA))が発行する公開鍵の電子証明書を組み合わせる本人性の確認や文書の改ざんの有無の検知を行う。

公開鍵暗号方式

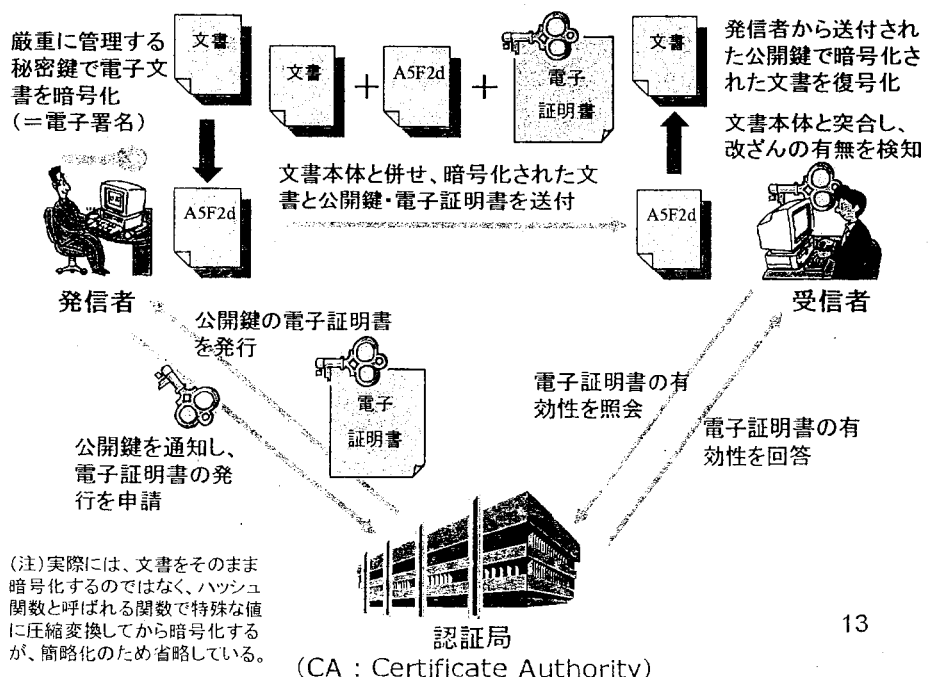
公開鍵暗号方式とは、公開鍵・秘密鍵を用いた暗号技術。

公開鍵・秘密鍵とは、暗号化・復号化のアルゴリズム(処理手順)のこと。

二つの鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号化できない。

片方の鍵からもう一方の鍵を割り出すことは事実上不可能(公開鍵を公開しても秘密鍵を複製されるおそれがない。)

秘密鍵 公開鍵



地域情報プラットフォームの普及に向けて



情報流通行政局
地域通信振興課
地方情報化推進室

地域情報プラットフォームとは

地域情報プラットフォーム

- ① 様々な情報システムが連携して業務を処理することを目指すもの。
- ② 情報システム同士の連携を実現するために各システムが従うべき業務面や技術面のルール（標準仕様）「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として策定され、公開。（<http://www.appirc.or.jp/>）



地域情報プラットフォームの狙い

- ① 地方公共団体内部での情報システム同士の連携
 - ➡ 情報システム改革（情報システムの効率化）を実現
- ② 地方公共団体・国・民間の様々な情報システム同士の連携
 - ➡ 多様なサービスの統合により、地域において、より便利で効率的なサービスを実現

①②は、この地域情報プラットフォームの活用が、同様に「次世代電子行政サービス」につながるもの

地域情報プラットフォーム構想の推進

地方公共団体における情報システムの課題

- ・特定ベンダーと継続的に随意契約を結ばざるを得ず(囲い込み)、保守経費が高止まり。
- ・業務ごとにシステムを調達しており、システム間連携(業務処理の連携、データ共有)が困難であるため、業務が非効率 等

システム全体を効率化したい！
システム同士を連携したい！

地域情報プラットフォームによる解決「情報システムの標準化」

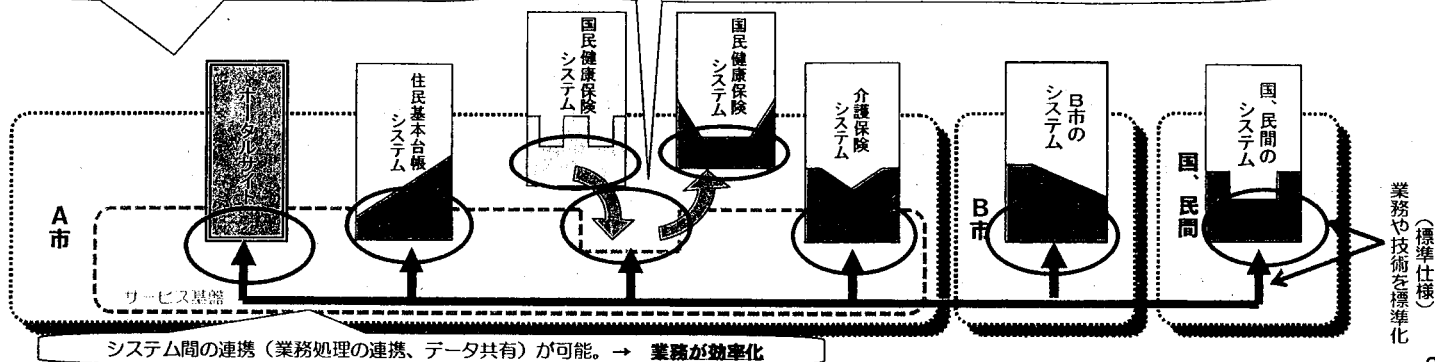
- ・システム間連携を可能にするために各システムがあらかじめ準拠すべき業務や技術の標準(ルール)を「地域情報プラットフォーム標準仕様」として策定。

【例】業務システムのデータやインターフェースの標準、通信手順の標準等

- ・これまで、地方公共団体が行う26業務のシステムを対象に、標準仕様を策定。
- ・オープンな標準仕様を定めることで、特定ベンダーによる囲い込みが解消。

ワンストップサービス*1が可能。(今後、標準仕様を採用した他の地方公共団体等も含めたワンストップ化も可能に。) → 住民の利便性が向上

各業務システムを他のベンダーのパッケージやASP**2のサービスと取り替えることが可能。 → 特定ベンダーによる囲い込みが解消され、調達コストが削減



地域情報プラットフォームの普及促進

地方公共団体の業務のうち、26業務の情報システムについて標準化

標準仕様書で標準化された情報システム(26業務)

住民基本台帳	固定資産税	取滞納管理	後期高齢者医療	乳幼児医療	戸籍	人事給与
印鑑登録	個人住民税	国民健康保険	介護保険	ひとり親医療	住外管理	文書管理
外国人登録	法人住民税	国民年金	児童手当	健康管理	財務会計	
選挙人名簿管理	軽自動車税	障害者福祉	生活保護	就学	庶務事務	

	これまでの取組(平成18年度～)	平成20年度～
標準化	<p>地域情報プラットフォーム標準仕様書 V 2.1</p> <p>[平成20年8月26日策定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体内部でのシステム間連携を実現(業務や技術のルールを規定) ・地方公共団体と民間等外部とのシステム間連携についての分析手順や、個別の製品が標準仕様準拠していることを確認する手順を規定 	<p>地域情報プラットフォーム推進事業</p> <p>ワンストップサービスの早急な実現・普及を図るため、引越分野*3及び地域活性化分野*4において、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠したシステムの実証実験を行い、ワンストップ化に向けた運用面・制度面における課題の抽出・解決策の提示、ワンストップ化による地域活性化効果の測定等を実施</p>
	<p>製品化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様準拠製品のリリース計画を表明している事業者 23社 ・標準仕様準拠製品の導入についてSI、コンサルティングが可能であると表明している事業者 15社 	<p>製品化の促進</p>

超えたワンストップ化が可能に！
システム間連携により、地域・団体を
幅広い情報システムの調達が可能に！

地方公共団体における地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の促進

(人口10万人以上の地方公共団体を対象にした調査結果)

- ・地域情報プラットフォームに係る予算措置を平成20年度に講じた自治体 21団体
- ・今後3年程度の計画に地域情報プラットフォームへの対応を盛り込む自治体 65団体

地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の事例①

福岡県北九州市(人口99万人)の事例

「区役所窓口でのワンストップサービス※1の実現」、「行政内部事務の効率化」という2つの業務改革を支援するものとして、情報システムを再編。平成22年度に新体制での業務を開始、新システムの全面稼働を計画。

※システム再編に要する経費は、総額で約50億円の見込み。

経費を上回る
コスト削減効果

区役所窓口でのワンストップサービス※1の実現

ワンストップ窓口を中心とした区役所を目指し、窓口を「案内窓口」、「総合窓口」、「相談窓口」、「臨時窓口」に集約等。

行政内部事務の効率化

発生源入力※5が可能なシステムを構築し、申請者である職員自ら申請等の入力を行うことを徹底し、書面による申請等、庶務担当者の経由、業務所管課の審査・入力を省略等。

業務改革を支援する情報システムの再編

全体最適化※6の観点から、既存のホストコンピュータ※7を廃止するとともに、分散化されたシステムの一部について基盤等を統合し、管理運用を一元化。「次期システム基盤(ハードウェア及び共通機能※8を集約したもの)」に個別の「業務アプリケーション」(住民基本台帳、個人住民税、固定資産税等)を搭載する構成にするとともに、双方に地域情報プラットフォーム標準仕様を採用し、競争性を確保するとともに、円滑な情報連携・業務連携を図る。

<「北九州市IT推進計画」(平成18年7月)で掲げた効果>

職員500人の削減

庶務事務担当要員
150人の削減

システム運用要員
13人の削減

システム運用経費
約5億円/年の削減

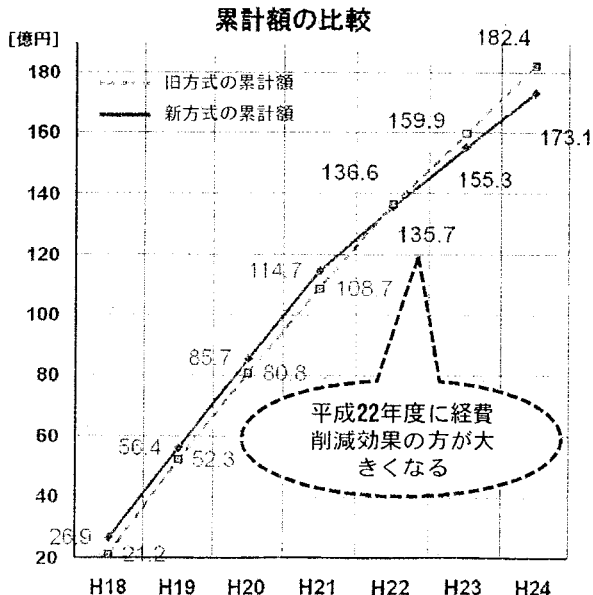
人件費約60億円の削減

地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の事例②

東京都江戸川区(人口69万人)の事例

大型汎用機と縦割り個別システムを中心とした現状体制上の課題解決と、更なる「住民サービス向上」、「事務処理の効率化」を目的に、平成18年度から情報処理体制再整備事業を展開。全庁最適を実現するため、SOAの概念を導入し、地域情報プラットフォーム標準仕様を採用した共通基盤※10及び業務システム(住民基本台帳、個人住民税等)の構築を順次推し進め、平成22年度中には大型汎用機からの完全移行を予定。

ICT全体経費は、平成18~24年度で173億円の見込み。旧方式を継続した場合(同182億円)と比べ、再整備当初は一時的に大きな経費が必要になるが、平成22年度以降は経費削減効果の方が大きくなる見込み。



7年間の累計で
約9億円の削減

大型汎用機から完全移行した
平成22年度以降
約25億円/年→約20億円/年
(△約5億円/年)
20%の削減効果期待

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新方式	単年度経費	26.9	29.5	29.3	29.0	21.0	19.6	17.8
	累計額(イ)	26.9	56.4	85.7	114.7	135.7	155.3	173.1
旧方式	単年度経費	21.2	31.1	28.5	27.9	27.9	23.3	22.5
	累計額(ロ)	21.2	52.3	80.8	108.7	136.6	159.9	182.4
累計額の差額(イ)-(ロ)		5.7	4.1	4.9	6.0	△0.9	△4.6	△9.3

○:旧方式(大型汎用機+現行システムを継続した方式)で運用した場合の経費予測

□:新方式(「地域情報プラットフォーム」を活用したシステム再構築を行った場合)の経費予測

[参考:江戸川区情報処理体制再整備計画]

1.5 世界一便利で効率的な電子行政

ライフイベントごとの複数の行政手続が一か所で完結でき、電子的処理のプロセスも「見える化」され、行政機関もバックオフィス連携により効率化を図ることのできる**ワンストップ電子行政サービス**を実現し、利便性、透明性及び効率性の高い電子社会の構築を目指す。具体的には、この後の施策の実現に向け検討を進め、国の行政機関及び地方公共団体のみならず、公的機関、民間機関との相互連携により、国民の視点に立ったワンストップ電子行政サービスを推進する。

①利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現

(1)地方・国の枠を超えた電子行政窓口サービス等の実現に向けた検討

(ア)「次世代電子行政サービスの推進」

2008年6月に次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおいて策定された「次世代電子行政サービス(e ワンストップサービス)の実現に向けたグランドデザイン」に基づき、まず、**引越と退職手続についてのワンストップ化について、2010年度を目途に標準モデルを構築し、実用化を目指す**。さらに、国民の求めに応じて行政機関相互で各種の行政情報を共同利用できる新たな仕組みを設け、国民・企業の負担となっている行政手続上の添付書類の廃止・省略に向けた取組みを進める。

(イ)「地域情報プラットフォーム推進事業」

地方公共団体等の情報システムが相互に接続・連携できるようあらかじめ各々のシステムが準拠すべきルールとして定めた「**地域情報プラットフォーム標準仕様**」を活用した**ワンストップサービス**^{※1}の実証実験を行い、2008年度までに地方公共団体間及び地方公共団体－民間間の運用面等における課題の抽出とその解決策の提示を行う。2009年度には、次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおける国－地方等間の引越・退職手続のワンストップ化の検討の成果を受けた実証実験や、公共アプリケーションとして医療・健康及び防災分野等で検討が行われている標準仕様等を活用した実証実験等を行うほか、「地域情報プラットフォーム標準仕様」を活用した情報システムの標準化にモデル的に取り組む地方公共団体に対する地域情報化アドバイザーの派遣等による支援を行い、国・地方の包括的な電子行政サービスの構築に向けた取組みを行う。

また、これらの実証実験等の成果を地方公共団体等に普及するとともに、地方公共団体等の情報システム間連携によるワンストップサービス^{※1}を実現するために不可欠な認証の共通化に向けた技術的検討を推進する。

6

用語集

注釈番号	用語	意味
※1	ワンストップサービス	1箇所で、又は一度の手続・処理で、必要とする作業をすべて完了できるサービスのこと。
※2	ASPサービス	ASPは、アプリケーション・サービス・プロバイダーの略。アプリケーション(＝システム)を利用する場合に、自らシステムを所有するのではなく、インターネットを通じ事業者からサービスの提供を受ける形態。
※3	引越分野	引越(住所変更)の際に必要な様々な行政、民間への手続が対象。これらの手続についてワンストップ化を目指す。
※4	地域活性化分野	ワンストップ化により高度なサービスが提供され、地域活性化が期待される分野。例えば、「移住・交流」、「観光」、「子育て」、「健康増進」等。
※5	発生源入力	申請を行う職員が、庶務担当者を介することなく、直接システムに入力(申請)すること(これまで庶務担当者が行っていた出勤簿整理等の事務を省略)。
※6	全体最適化 (＝全庁最適化)	個別の業務やシステムを見直すのではなく、組織(庁内)全体の業務やシステムを見直し、重複する業務やシステムの機能の排除等による業務、システム全体を通じた適正化。
※7	ホストコンピュータ (＝大型汎用機)	安価で小型なコンピュータが登場する1980年代以前から、地方公共団体や企業の基幹業務システムなどに用いられてきた大型コンピュータの呼称。
※8	共通機能	業務システムが共通して利用する機能。具体的には、認証・認可機能、業務プロセス管理機能や統合データベース機能など。
※9	業務アプリケーション (＝業務システム)	業務ごとの情報システム(住民基本台帳システム、個人住民税システム、国民健康保険システム等)
※10	共通基盤	業務システムが共通して利用する機能(認証・認可機能等)が集約されたものであり、情報システム全体を一元的に管理運用するシステム。

7

地域情報プラットフォーム推進事業

目的

官民の情報システムが相互接続・連携できるよう、あらかじめ各々のシステムが準拠すべきルールである「**地域情報プラットフォーム標準仕様書V2.0**」に準拠したシステムの実証実験を行い、様々な運用面などにおける課題の抽出と解決策の提示を行うことで、国民の利便性向上、行政事務の効率化及び地域の活性化に資する公共情報サービスの早急な実用化と普及を図ること。

内容

「**引越ワンストップサービス分野**」及び「**地域活性化分野**」におけるワンストップサービスの早急な実用化と普及に向けた運用面・制度面における課題の抽出と解決策の提示等を委託する。

委託先(民間法人)は、成果物として①成果報告書(ワンストップサービスの実現に向けた全体構成の設計・課題と解決策・地域活性化効果等)、②実用仕様案(業務・次期分野横断基盤・相互接続等に係る実用仕様案)等を策定し、国はその成果物を広く他の団体に周知・提供することにより、「**ワンストップサービス**」の早急な実現・普及を図る。

分野

- 引越ワンストップサービス分野
- 地域活性化分野

1件
5件

- ・移住交流支援系 1件
- ・住民生活向上系 3件
- ・地域産業活性化系 1件

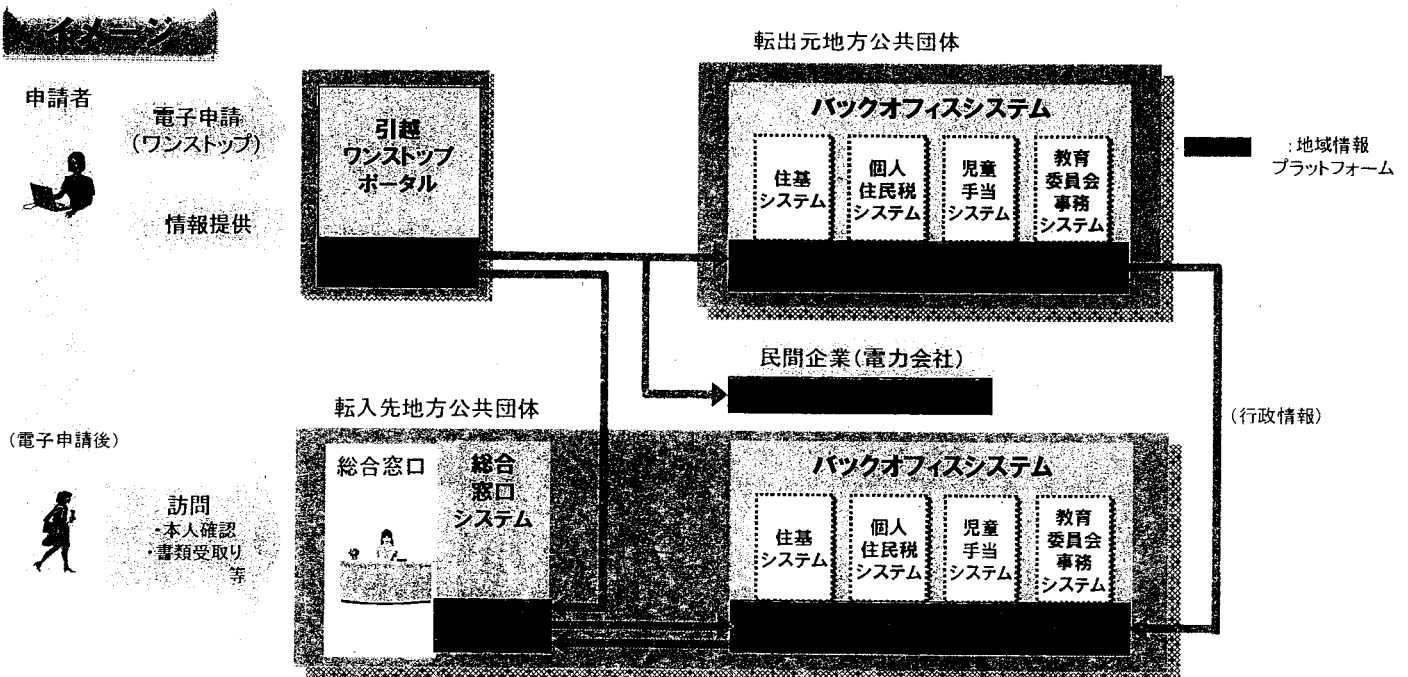
8

提案の概要(引越ワンストップサービス分野)

委託先:株式会社日立製作所

フィールド:千葉縣市川市・島根県奥出雲町・福岡県北九州市

サービスの概要:引越ワンストップポータルを構築。引越に伴う転出届、転入届、児童手当申請、転入学手続、電力の使用停止・使用開始の申込等の手続を一度のオンライン申請と厳格な本人確認が必要な転入先への一回の訪問で完結。また、利用者の家族構成に応じた手続に関するガイダンス情報等をプッシュ型で提供。

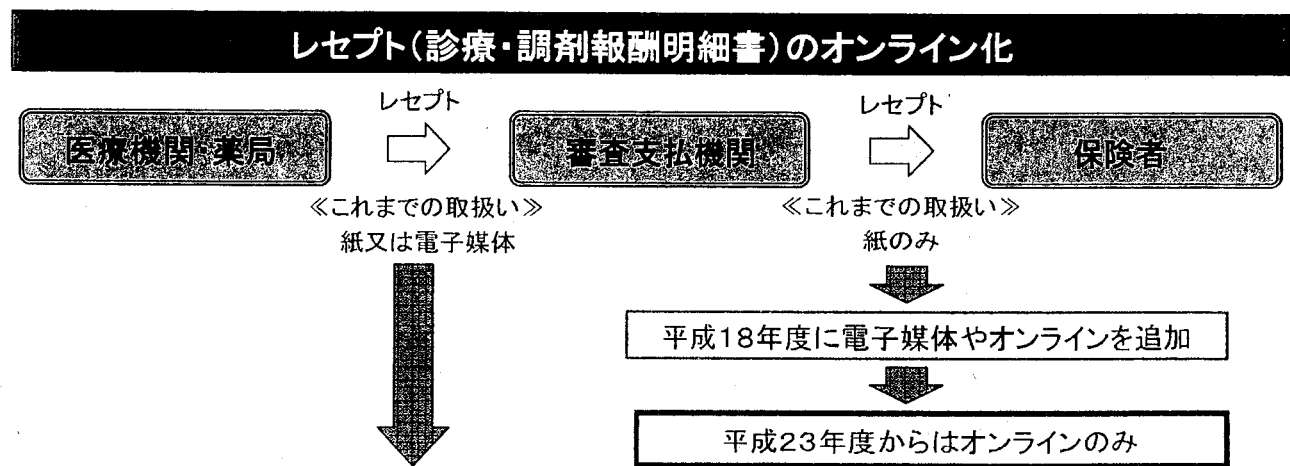


※ 実証実験用のシステムを構築し、市川市、奥出雲町、北九州市の実証実験ルームにおいてモニターが試験的に利用。

9

レセプトのオンライン化の状況について

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室



1. 平成18年4月から、これまでの紙又は電子媒体に加えて、オンラインによる請求も可能

2.

① 平成20年4月からは、段階的にオンライン請求に限定

- ・ 病 院 : 規模、コンピュータの機能・導入状況により、20年度から(400床以上)、21年度から(400床未満)等
- ・ 診療所 : コンピュータの導入状況により、22年度から(既に導入している診療所)、それ以外は23年度から
- ・ 薬 局 : コンピュータの導入状況により、21年度(既に導入している薬局)から、それ以外は23年度から

② 平成23年4月からは、原則として全てのレセプトがオンライン化

↑ 紙、電子媒体又はオンラインによる請求
 (オンラインについては、平成18・19年度は個別指定)
 ⇨ ()内の日付以降、オンラインによる請求に限定

【 医 科 】	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
病院① 400床以上+レセ電有 400床以上+文字対応				(20.4.1)		
病院② 400床未満+レセ電有 400床未満+文字対応				(21.4.1)		
病院③ レセコン有 +レセ電無 +文字非対応				(22.4.1)		
病院④ レセコン無 (⑤を除く)				(23.4.1)		
病院⑤ レセコン無 +少数該当+既設				(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)		

【 医 科 】	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
診療所① レセコン有				(22.4.1)		
診療所② レセコン無 (③を除く)				(23.4.1)		
診療所③ レセコン無 +少数該当+既設				(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)		

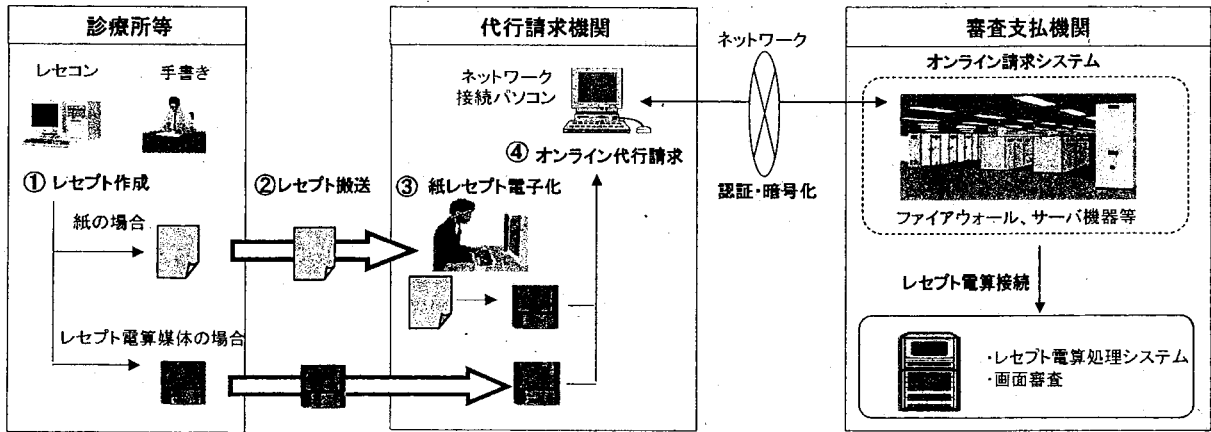
【 医 科 】	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
病院・ 診療所① レセコン有				(23.4.1)		
病院・ 診療所② レセコン無 (③を除く)				(23.4.1)		
病院・ 診療所③ レセコン無 +少数該当+既設				(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)		

【 調 剤 】	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
薬局① レセコン有				(21.4.1)		
薬局② レセコン無 (③を除く)				(23.4.1)		
薬局③ レセコン無 +少数該当+既設				(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)		

注1. 「レセ電有」とは、レセプトコンピュータでレセプト電子請求を行っている場合をいう。
 注2. 「文字対応」とは、レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの運用が可能である場合をいう。
 注3. 「レセコン有」とはレセプト作成業務を電算化している場合をいう。
 注4. 「少数該当」とは、月間平均請求件数が医師・調剤で100件以下、薬剤で50件以下の場合をいう。
 注5. 「既設」とは、平成21年4月1日時点において現存している機関をいう。

レセプトのオンライン請求における代行請求イメージ

オンライン請求設備を持たない診療所等が代行請求機関を通じてオンライン請求を行う場合のイメージ



- ① 診療所等で、レセコン(レセプトを作成するためのコンピュータ)もしくは手書きにより、従来通りに紙レセプトを作成する。(レセプト電算に対応したレセコンを保有している場合は、紙に印刷せず、FD等の媒体へ電子レセプトを作成する。)
- ② 代行請求機関へ、レセプト(紙もしくは媒体)を送付する。
- ③ 代行請求機関では、紙レセプトの電子化を行う。
- ④ 代行請求機関から複数診療所等のレセプトデータを審査支払機関のオンライン請求システムへ送信する。

社会保障カード(仮称)を巡る最近の状況

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室

安心実現のための緊急総合対策(抄)

平成20年8月29日
「安心実現のための緊急総合対策」に関する
政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

第2章 具体的施策

2. 医療・年金・介護強化対策

(1) 医療の安心確保

(前略)

また、平成23年度中を目途に実現することとされている社会保障カード(仮称)について、実現に向けた環境整備を行う。

〈具体的施策〉

(前略)

- 社会保障カード(仮称)の実現に向けた環境整備
 - ・実証実験の早期実施
 - ・自らの健康情報や年金情報をオンラインで安全に閲覧できる環境の整備

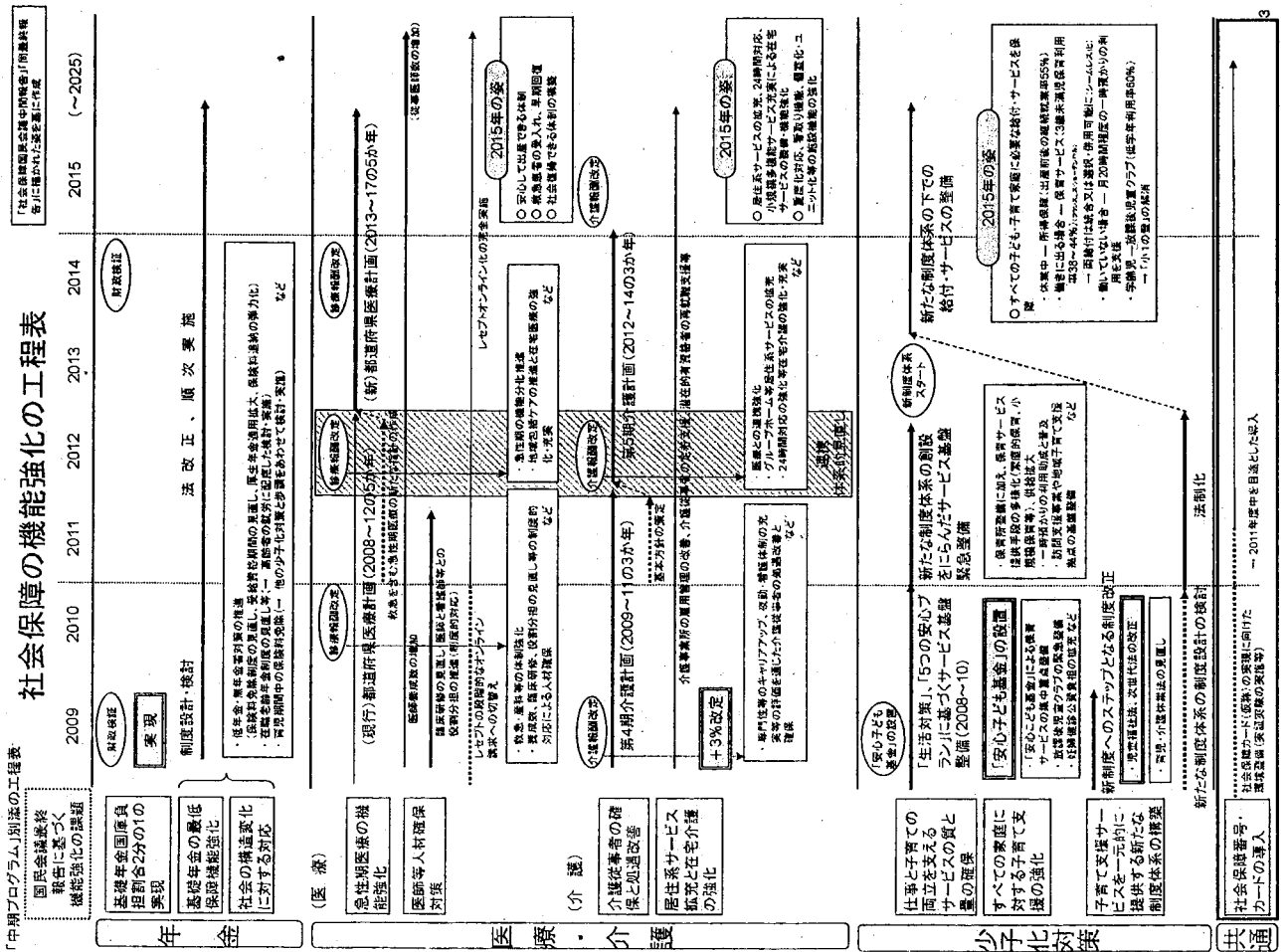
持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(抄)

平成20年12月24日 閣議決定

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。



社会保障国民会議 最終報告(抄)

平成20年11月4日 社会保障国民会議

2 これからの社会保障 ～中間報告が示す道筋～

3 社会保障の機能強化のための改革

(6) セイフティネット機能の強化

社会保障制度が持つリスクヘッジ機能の強化、適時適切なサービス提供の実現という観点から、①高額療養費制度の改善(現物給付化など)、②低所得者対策の見直し(制度横断的な改革)を行うべき。ITの活用や社会保障番号制の導入検討を積極的に推進すべきである。

3 中間報告後の議論

(1) 低所得者対策

(前略)

低所得者対策として各社会保障制度ごとにきめ細かく負担軽減策が講じられているが、制度ごとの体系がバラバラであり、複雑である。国民の視点からみて、分かりやすく利用しやすいものとするよう制度を見直し、各制度の担当者が相互理解に努めるとともに、制度横断的視点に立って、ワンストップサービスなど手続きの簡素化や負担の軽減、必要な事務の効率化のための基盤整備(社会保障番号・カードの検討等)を進めるべきである。

5 おわりに ～国民会議からのメッセージ～

(前略)

今後、社会の高齢化が進み、負担の増加が避けられない中で、社会保障の機能を強化し、同時に安定的な持続できる制度にしていくためには、大胆な制度改革が不可避であり、そのような改革を実現していくためには、サービスの利用者＝受益者であり、同時に負担者でもある国民が、文字どおり当事者として議論に積極的に参加し、国民の目線で議論を進めていくことが必須である。そのためにも、社会保障制度を、より分かりやすく、利用しやすいものにしていくとともに、社会保障に関する情報・データの開示、国民一人一人のレベルで社会保障の給付と負担を分かりやすく示すための社会保障番号制の導入検討を、国民の合意を得ながら積極的に進めていくことが必要である。

(後略)

4

平成21年度政府予算案(社会保障カード(仮称)関係)

社会保障カード(仮称)の導入に向けた検討

社会保障分野におけるICカードの利活用に関する検討を更に推進する。

3.9億円 (H20年度 2.1億円)

「これまでの議論の整理」に基づく主な検討事項の整理（案）

（※括弧内の数字は「これまでの議論の整理」の該当頁）

1 社会保障カード（仮称）の位置付け

- 社会保障カード（仮称）は社会保障制度全体を通じた情報化の共通基盤として位置付けられるべきものであり、このような基盤が整備されることにより、
 - ・ 社会保障制度における自らの情報や社会保障制度に関する情報の可視化・透明化を進めること、
 - ・ 効率的にきめ細かなサービスを提供することが一層進むことが見込まれる。また、こうしたことにより、紙媒体を基本とした手続等に比べて利便性が向上するとともに、社会保障制度に対する国民の信頼の向上につながることを期待される（P4）
- 本検討会では、差し当たり、年金手帳、健康保険証、介護保険証の役割を果たし、年金記録等を簡便に確認できるものとして検討（P4）

2 医療等の現場での活用

- 検討会においては、
 - ・ 医療・介護の現場では、保険者間の移動、姓の変更、転居など様々なライフイベントを通じても確実に継続的なサービスを安全・安心に提供することが期待されており、社会保障カード（仮称）の導入に当たっては、様々なライフイベントの影響を原則受けない、医療・介護の現場で用いるための本人の識別番号を導入すべきである
 - ・ 社会保障カード（仮称）導入後も、医療・介護の現場では相当期間、従来からの紙処理とコンピュータ処理が混在することが予想されるため、そうした医療・介護の現場で用いられる識別番号は可視化して表示されるべきであるとの意見があった。

したがって、医療・介護の現場における利便性を向上させつつ、混乱を招かないためには、医療・介護の現場で用いられる可視化された識別番号の必要性及びそれを制度を越えて運用しないことを担保する仕組みを検討する必要がある。

一方、

 - ・ 本人の識別のための番号がどのような目的で使われるのかが明確化されない状況で、年金・医療・介護の3つの制度を一体的に扱う統一的な番号の導入を前提としたかのような議論がなされるべきではない
 - ・ 3つの制度を一体的に扱う必要があるのか疑問であるとの意見も寄せられたところであり、年金・医療・介護の3分野を社会保障カード（仮

称)の対象とすることについては、年金制度における基礎年金番号のように、目的が明確で利用される範囲が限定された医療・介護の現場で用いられる可視化された識別番号の必要性等の議論も踏まえて、今後とも検討を進めていく必要がある。(P9)

- ICカードを導入したことにより新たに発生する運用面での課題や留意点もあることから、これらについて、今後更に検討を行う必要がある (P17)
- 移行期間やICカードの機能が使用できない状況においても、現行の被保険者証と同等の運用を継続するためには、保険資格情報を記載した別紙を交付することや、カード券面に、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておくといった措置が必要となる (P20)
- 「現行の被保険者証等からの移行期間」や「訪問看護、往診の場合等ICカードが利用できない状況での運用」、「停電等のトラブル発生時の運用」について、それぞれの相違点にも留意しつつ、制度的な対応、技術開発による代替手段の確立(携帯電話等の携帯端末の活用)も含めて、具体的な対応策を今後更に検討する必要がある (P21)
- カード券面にレセプト請求等が可能な情報(制度共通の統一的な番号等の本人識別情報)を記載する場合には、制度・本人の意図しないところで名寄せに使われるなどのリスクが高まることになる (P20, 21)
- 社会保障カード(仮称)導入時においてすでに発行されている保険証等を切り替える場合の方法、発行されたカードにつき、転居、氏名変更、保険者異動、カード紛失・更新等の際の手続をどのようにして行うか (P23)
- 関係者間でどのように交付対象者の情報をやりとりし本人を同定するか (P24)

3 仮定の検証

- ICカード(ICチップ)、本人識別情報、アクセスを中継するためのリンクのみを保持する機能を持つデータベース(以下「中継DB」という。)を組み合わせた仕組み (P3)
 - ① 差し当たり、「案1 制度共通の統一的な番号」又は「案2 カードの識別子」を基本として更に検討を進めることとした (P8)
 - ② 本人識別情報の案は、制度内・制度間で利用者の識別を行うための方法であり、電子的に利用者の情報にアクセスするためには別途オンライン上で認証を行うこととなるが、認証については、本人識別情報を認証に直接用いるよりも、国際技術が確立しており一定のセキュリティを確保しやすい「公開鍵暗号の仕組み」を用いる方が安全性において優位であると考えられる。その際、この公開鍵暗号の仕組みを用いた認証については、認証しうることをもって識別に代えることも可能であることから、本人識別情報として、先に記載した「案1」「案2」に加え、

「公開鍵暗号の仕組みを用いた認証を用いる方法」も併せて検討することとした (P8, 9)

③ カードの I Cチップには医療保険の資格情報そのものや年金記録等の情報そのものは収録せず、I Cチップ内情報の書き換えの機会を極力減らし I Cカードのセキュリティを確保する。必要な情報の取得には I Cチップ内の本人識別情報を用いて外部のデータベースにアクセスする (P12)

④ この中継DBが保有する情報について、中継DBに様々な情報を持たせることは情報の一元的管理が行われるとの懸念が生じることから、中継DBが持つ情報は必要最小限の情報とする。

具体的には、

- ・ 本人識別情報
- ・ 各制度の被保険者記号番号等(各種の公費負担医療も対象とする場合については、それぞれの公費負担者番号、公費負担医療受給者番号)

等を保有することとし、資格や給付情報等その他の情報は、現在と同様、各保険者が保有することを想定した。その一方で、各保険者は本人識別情報や他の保険者が管理する被保険者記号番号を保有しないと想定した。 (P13)

⑤ 被保険者は自分の資格情報へのアクセス履歴を確認できるものとする (P16)

⑥ 医療機関において必要とされる情報以外の情報が見られないような仕組みとする必要がある (P17)

● オンライン上での厳格な本人確認の仕組みとしては、既存の仕組みを最大限に活用し、費用対効果に優れた仕組みとする観点から、現在、電子申請において安全性と信頼性が確保された方法として認められている公的個人認証サービスの電子証明書を用いる方法等を検討する必要がある。 (P14)

● レセプトの開示については、現行制度の下では非開示となるレセプトもあることから、具体的な開示の仕組みについては、今後検討を行う必要がある (P15)

● カードの交付主体については、

- ・ 住民基本台帳カード・公的個人認証サービスの発行の仕組み、基盤、運用の実績を有していること
- ・ 国民から見てもっとも身近な行政主体であり、一般的に利便性が高いこと等を踏まえ、市町村と仮定。 (P22)

4 関連し得る仕組みの活用

● 既存のICカード・ICチップを含む媒体の利用 (P25)

① 住民基本台帳カード

平成20年6月11日にIT戦略本部でとりまとめられた「IT政策ロードマップ」においては、「住民基本台帳カードの普及にあたっては、社会保障カード(仮称)の議論と一体的に検討を進める」とされているところであり、今後更に検討を進めていく必要がある。

その際には、現在の仕組みを前提とすると、

- ・ 市町村をまたがる住所変更の際には住基カードの再発行が必要となること
- ・ 住基カードは希望者に交付することになっていること
- ・ 現在の住基カードは自治事務として市町村長が発行責任者となっていること等に留意する必要がある。

② その他のICカード

③ 携帯電話

● 認証基盤の活用 (P26)

① 公的個人認証

情報の閲覧等を行う際、ネットワーク上での厳格な本人確認を行うことにより成りすましなどを防ぐ必要がある。その具体的な仕組みとしては、現在、電子申請において安全性と信頼性が確保された方法として認められている公的個人認証サービスの電子証明書を用いる方法等を今後検討する必要がある。

② HPKI

厚生労働省で構築している保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI: Healthcare Public Key Infrastructure)を資格確認等における医療関係者資格を有することの確認に用いることを今後検討する必要がある。また、現在、HPKIは電子署名基盤であることから、認証用証明書の発行についても今後検討する必要がある。

● ネットワーク基盤としてのレセプトオンラインネットワークの活用 (P26)

平成18年4月から開始された、医療機関や薬局から審査支払機関へのレセプトの送付のオンライン化は、規模による段階的整備が今後進捗する予定である。

今後、医療機関等と審査支払機関とのネットワークが整備されていくことが見込まれ、また、これらの動きを踏まえ、医療機関等のIT基盤が整備されていくことが想定される。

医療機関等におけるオンライン資格確認を可能とするための環境整備については、新たな投資を極力避けるため、これらの基盤を活用することが有効と考えられる。

● 電子政府関連施策等との連携 (P26)

現在、内閣官房で検討が行われている電子私書箱(仮称)及びオンライン利用拡大策等の電子政府への取組みの動向や、社会保障分野の周辺で進捗する他の情報化政策にも注意を払いつつ検討を進める必要がある。

5 その他

- 各制度・現場の状況を踏まえた対応 (P3)
- 医療機関、保険者等の環境整備をどう進めるか (P3)
- 現行の保険証等からの切り換えに伴うリスクの分析 (P3)
- ITの利用に不慣れな方等、様々な利用者への配慮 (P3)
- 仕組みの実現と制度運用に当たっての法的手当を含む制度的対応の必要性 (P3)
- 社会保障カード（仮称）の仕組みに要するコストの試算 (P3)
- 受益と負担の関係も踏まえた費用負担の在り方 (P3)

平成21年1月8日

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会作業班

班長 山本隆一様

医療保健・介護保険関連番号の考え方について

検討会委員 大江和彦

標記検討会作業班におかれましては、多大なる検討作業を積み重ねておられることに、検討会の一委員として深く敬意と謝意を表します。

これまでの作業班での検討結果の報告ならびにそれにもとづく検討会での議論の経過を踏まえ、医療保険・介護保険関連番号に関して一委員として以下のような考え方を作業班に提出させていただきたく、できれば今後の検討作業において参考にしていただければ幸いです。

基本的な考え方

- 1 現在検討されている社会保障カード（仮称）（以下、カードと言う）を医療・介護保険証としても使用できるようにすることに反対ではない。
- 2 しかし現実問題としてカードが医療・介護保険証として使用できるためには、被保険者情報と結びつけられる番号等がカード上に明示されており、カードが使用できない場合でも医療・介護保険証としての必要な番号情報が医療・介護機関において取得でき、滞りなく医療・介護が提供できることが必要である。
- 3 一方、年金番号と医療・介護に関する番号とを共通化したような制度横断的な番号を、社会保障サービスにおける個人番号として導入し医療介護で利用することには反対である。
- 4 しかし、年金などの他の社会保障サービスと制度横断的でない新たな固有の番号を、保健医療介護サービスのための共通番号として発行（以下、保健医療番号という）し、それをカードによっても使用できるようにすることには

賛成である。

細部の考え方の提案

- 1 カードを医療・介護保険証として使用する場合、カードの本運用が開始されてから3年程度の十分な移行期間を設定し、移行期間においては従来の紙の保険証の使用も可能とすることが必要である。
この場合、前記の保健医療番号を紙の保険証に追記入するなどして、効率的に同番号を使用できるようにすることが考えられる。
- 2 保健医療番号の発行と活用については以下の考え方を提案する。
 - 2.1 保健医療番号は、年金番号とは別の番号体系で発行し、医療機関・介護機関およびその保険者は、自らが行う医療・介護・保健に関するサービスおよびそれらの質と安全の向上に寄与する活動において、その必要に応じて自主的判断でその番号を使用できる。
 - 2.2 保健医療番号を、カード券面（または裏面またはカードと常に一体的に運用されるカードホルダ等）に利用者が認識できるよう明示するとともにカードICチップ内にも記録し、前項の利用がITにより効率的に実施できるようにする。
 - 2.3 保健医療番号の利用範囲、同使用の義務および任意可用性に関する運用ルールについては、医療機関・介護機関・保険者等など関係機関と十分な協議の上でガイドラインもしくは法令等を作成することによる。
 - 2.4 保健医療番号を、前項で既定する利用範囲を超えて別のサービスで利用することを禁じる仕組みが必要である（基本的な考え方3）。
 - 2.5 保健医療番号は、原則として1人に対して1番号を継続的に使用するものとするが、本人が希望する場合にはそれまで使用していた番号との連結不可能な別の番号に変更できるよう制度設計を行う。

以上